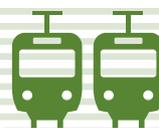


横浜市

三ツ境駅周辺地区

交通バリアフリー基本構想



横 浜 市

三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

目 次

1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
(1) 基本構想策定の背景と目的	1
(2) 基本構想の位置づけ	2
(3) 基本構想の対象者の考え方	3
2. 三ツ境駅周辺の概況	5
2-1. 位置及び特性	5
2-2. 人 口	6
2-3. 公共交通機関	7
(1) 鉄 道	7
(2) バ ス	8
2-4. 施設の分布状況	8
2-5. まちづくりの方向	10
3. 対象者の特性と配慮すべき事項	13
4. まち歩き点検ワークショップ及び利用者ワーキングの概要	17
4-1. まち歩き点検ワークショップ	17
(1) 目 的	17
(2) 実施概要	17
(3) 指摘事項のまとめ	18
4-2. 利用者ワーキング	24
(1) 目 的	24
(2) 実施概要	24
(3) 利用者ワーキングのまとめ	24

5. 重点整備地区及びバリアフリー化を図る経路.....	29
5-1. 三ツ境駅周辺地区の重点整備地区の区域.....	29
(1) 基本的な考え方.....	29
(2) 三ツ境駅周辺地区の区域.....	29
5-2. 三ツ境駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路.....	32
(1) 基本的な考え方.....	32
(2) 三ツ境駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路.....	32
5-3. 重点整備地区の現状と課題.....	37
(1) 鉄道駅・バスターミナル.....	38
(2) バリアフリー化を図る経路.....	44
6. 三ツ境駅周辺地区のバリアフリー化のための事業.....	61
6-1. 事業の基本的な考え方.....	61
(1) 鉄道駅のバリアフリー化.....	61
(2) 道路等のバリアフリー化.....	63
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化.....	65
(4) バスのバリアフリー化.....	65
6-2. 特定事業及びその他の事業.....	71
(1) 公共交通特定事業.....	72
(2) 道路特定事業.....	74
(3) 交通安全特定事業.....	77
(4) その他の事業.....	78
6-3. 今後検討が必要な事項.....	83
(1) 経路4（県道横浜厚木線）の整備について.....	83
(2) 三ツ境駅改札口と北口バスターミナルを結ぶ経路のバリアフリー化について.....	83
(3) 駅西歩道橋の整備について.....	85
(4) 三ツ境駅前商店街及び長屋門公園プロムナードのバリアフリー化の方向性について.....	85
(5) 瀬谷区総合庁舎再整備とバリアフリー基本構想に基づく事業の整合について.....	86
7. 基本構想策定後の事業推進にあたって.....	87
(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施.....	87
(2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価.....	87
(3) 進捗状況及び事業内容の広報.....	87
(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し.....	88
資料編.....	89

1. 交通バリアフリー基本構想の策定にあたって

(1) 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することが出来る福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、さまざまな取組を進めてきた。

また、平成12年11月から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、市町村が主体となって、一定規模以上の旅客施設を中心とした地区を対象に、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるための基本的な計画である「基本構想」を作成することが出来ると定められた。

さらに、本市においては、平成14年度から平成18年度までの5カ年間を計画期間とした「横浜市中期政策プラン」が、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を基本目標に、市政運営における政策面での基本的な指針とするために平成14年12月に策定された。このプランにおける重点戦略の一つである「地域でつくる魅力あるまち」において、「安全で便利な地域の生活環境の形成」が掲げられ、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

三ツ境駅周辺は、「横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」において行政・商業を中心とした暮らしの拠点として位置づけられ、行政、福祉施設が多く立地しているにも関わらず、これらの施設にいたる経路のバリアフリー化が不十分であり、多くの市民から改善の要望が寄せられていたため、横浜市交通バリアフリーの対象地区として移動円滑化基本構想を策定する。

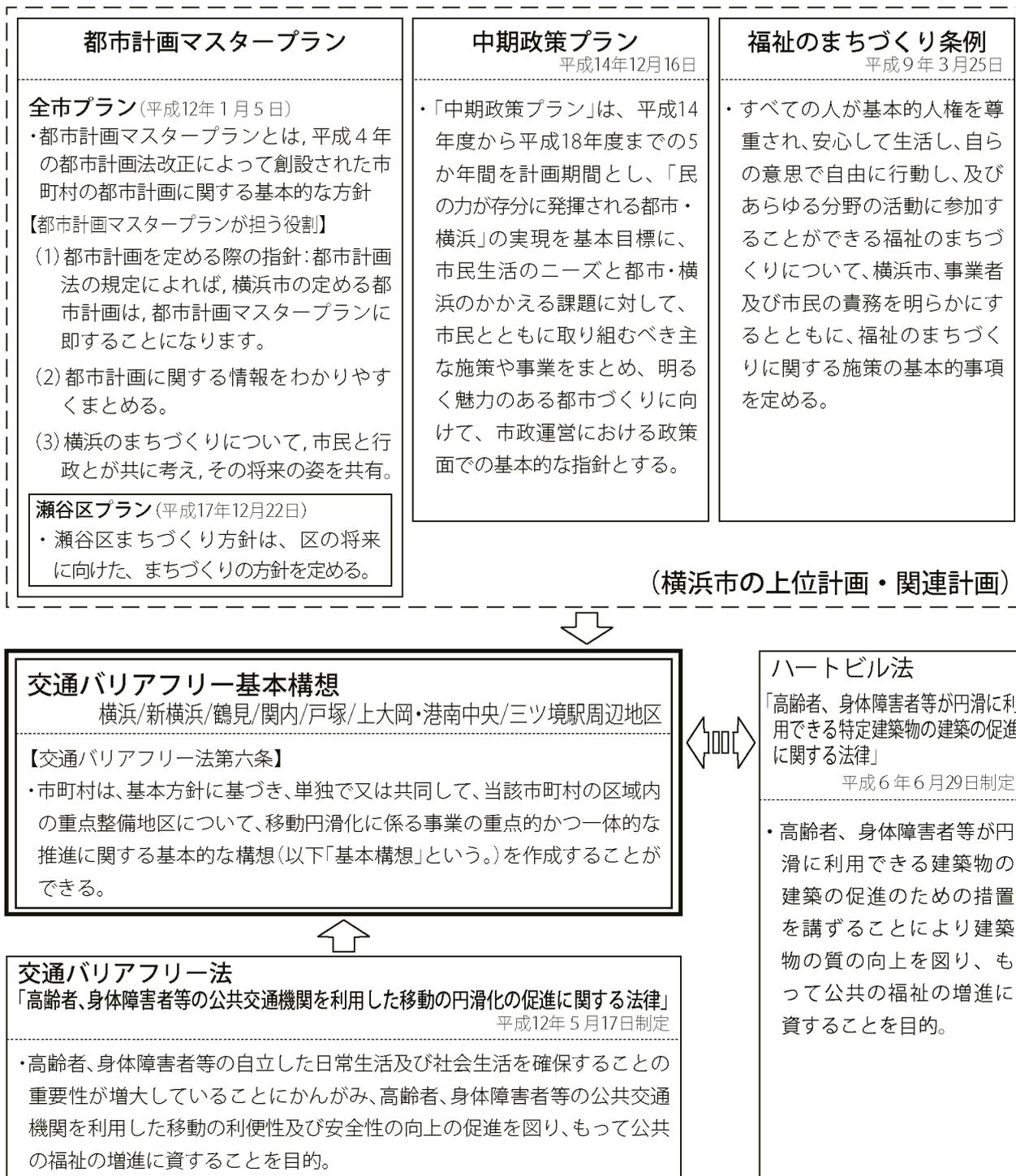
具体的には、三ツ境駅を中心とする徒歩圏について重点整備地区を設定し、駅から公的施設等までの円滑な移動を実現し、移動の利便性および安全性の向上を促進することを目的とする。

なお、平成18年12月20日に交通バリアフリー法に替わり「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されましたが、本基本構想は、新法施行前の交通バリアフリー法に基づき作成されたものです。

(2) 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

図 1-1 基本構想の位置づけ



(3) 基本構想の対象者の考え方

交通バリアフリー法では、高齢者や身体障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、妊産婦やけが人を対象としている。

しかしながら、本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、交通バリアフリー法の対象者に、知的障害者、精神障害者、子ども、外国人、子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー利用など）の人など、移動の制約がある人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通機関や歩行空間におけるバリアフリー化の実現を目指すこととする。

2. 三ツ境駅周辺の概況

2-1. 位置及び特性

三ツ境駅周辺は、横浜市の中心部より西に約 12km の瀬谷区東部地域に位置している。三ツ境駅周辺は、相模鉄道株式会社の相鉄本線三ツ境駅を中心とし、行政、商業を中心とした暮らしの拠点として、人の多く集まる地域である。

図 2-1 瀬谷区の位置

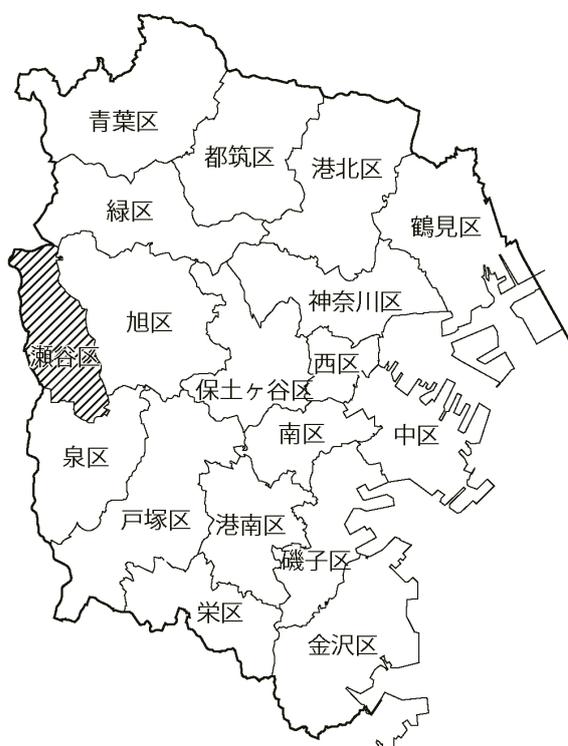


図 2-2 三ツ境駅周辺の位置

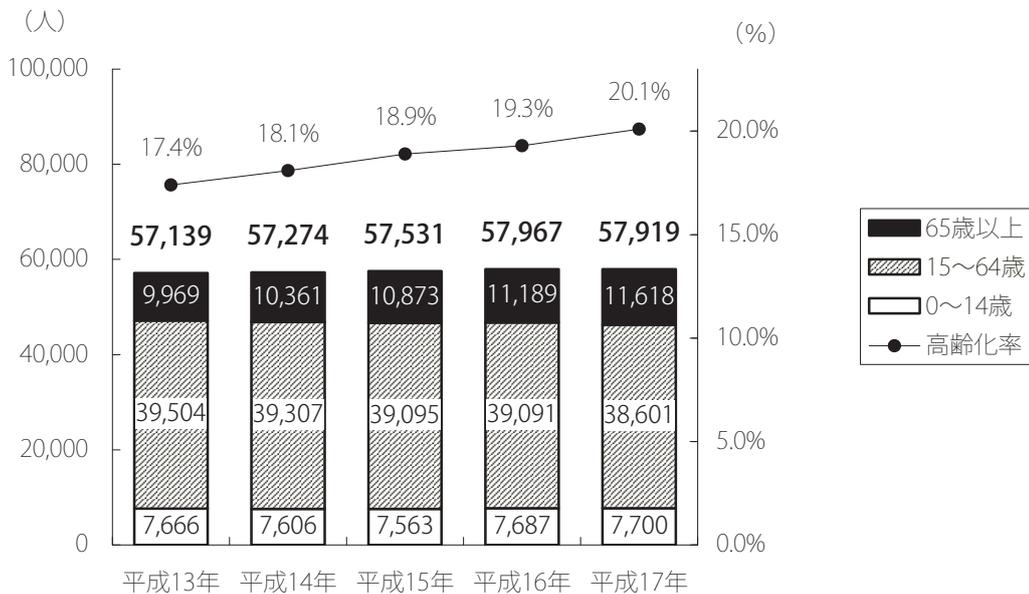


2-2. 人口

三ツ境駅周辺の人口は、平成 17 年 3 月 31 日現在 57,919 人で、そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 11,618 人、高齢化率は 20.1%である。

人口の推移をみると、平成 13 年の 57,139 人から 1.4%微増しているが、平成 16 年から平成 17 年は僅かに減少している。一方、高齢化率は平成 17 年には 20%を超え、平成 12 年の 17.4%から 2.7 ポイントも上昇しており高齢化が進んでいる。

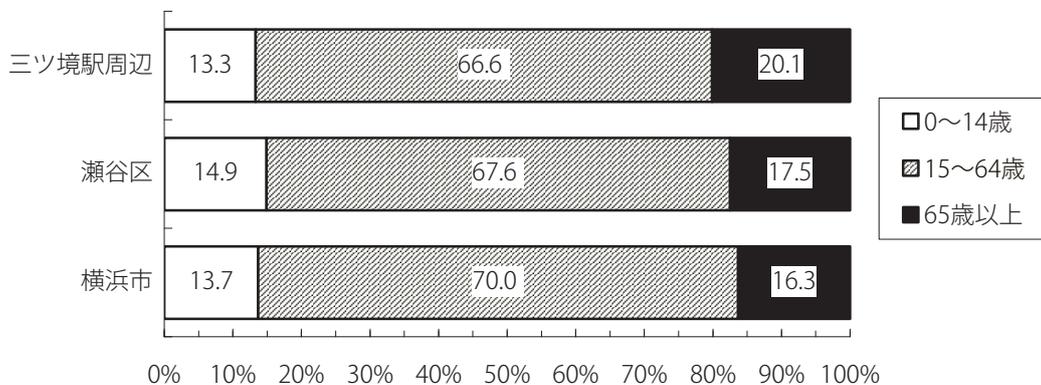
図 2-3 三ツ境駅周辺の人口推移



資料) 横浜市人口統計資料 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

注: ここで三ツ境駅周辺は、三ツ境駅から概ね半径 1 km の範囲に含まれる、瀬谷区東野台、二ツ橋町、三ツ境、宮沢一丁目、瀬谷一丁目及び旭区今宿町、金が谷一丁目、中希望が丘、東希望が丘、笹野台一~四丁目とした。

図 2-4 年齢別人口構成比



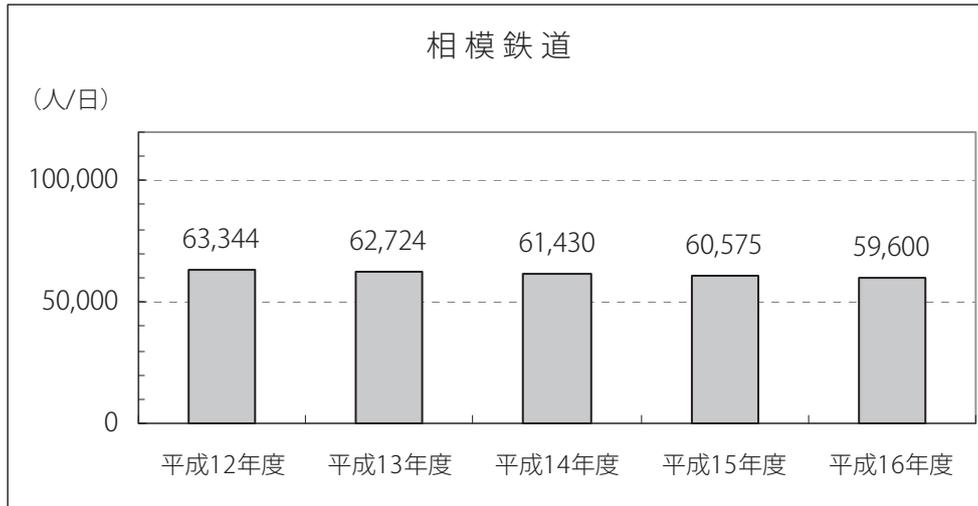
資料) 横浜市人口統計資料 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

2-3. 公共交通機関

(1) 鉄道

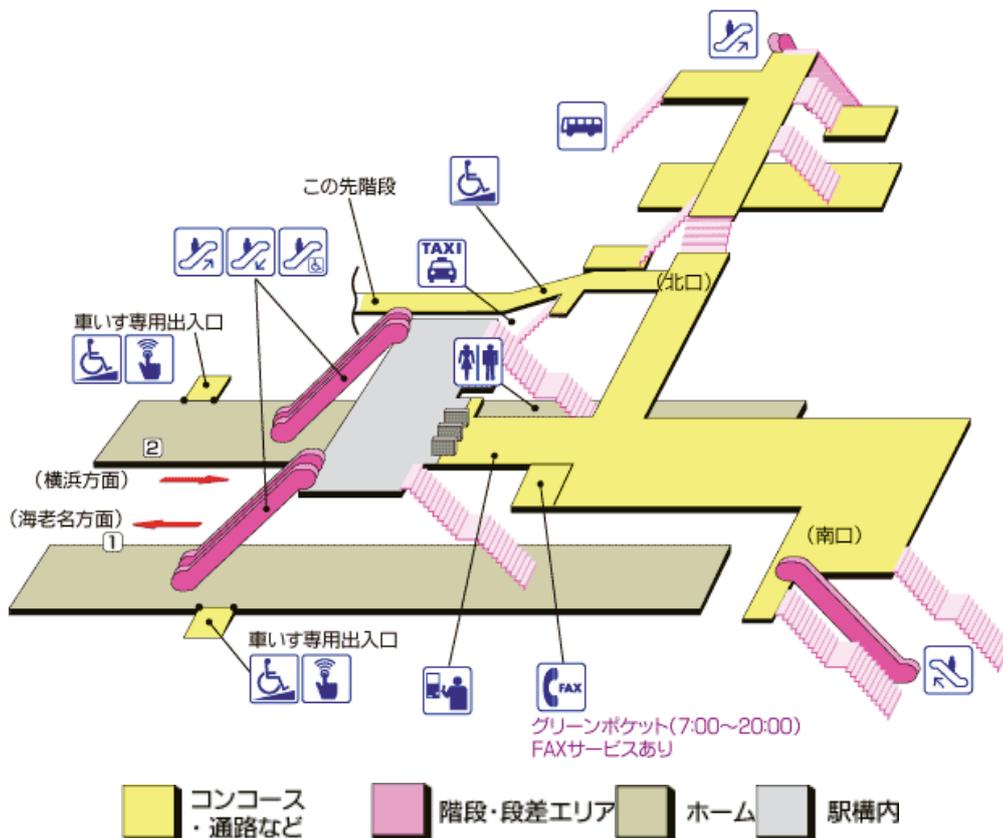
相鉄本線三ツ境駅の一日平均乗降客数は、平成16年度で59,600人/日となっている。平成12年度の約63,344人/日からの推移は、5.9%減少しており年々微減している。

図 2-5 三ツ境駅の一日平均乗降客数の推移



資料) 神奈川県 交通関係資料集

図 2-6 三ツ境駅の状況



資料) 横浜市 HP

(2) バス

三ツ境駅周辺の路線バスは、北口バスターミナルには市営バス、神奈川中央交通及び相模鉄道バスにより運行されている。また、南口バスターミナルには神奈川中央交通により運行されている。北口は 8 系統が発着し、南口は 4 系統及び阿久和経由新橋町行きの深夜バスが発着している（図 2-7 参照）。

2-4. 施設の分布状況

三ツ境駅から概ね半径 1 km の範囲にある主要な施設は、表 2-1 に示すとおりである。

三ツ境駅のすぐ近くには、行政、福祉施設が集まっており、三ツ境駅の南西側約 350 m の位置に瀬谷区役所、瀬谷公会堂がある。また、北西側約 800m の位置にアレルギーセンター（旧）、市立二つ橋高等特別支援学校（平成 19 年 4 月～）、県立三ツ境養護学校などの福祉施設がある。また、三ツ境駅の南側約 300m の位置に三ツ境病院、約 1000m の位置にせや活動ホーム太陽など医療・福祉施設が立地している（図 2-7 参照）。

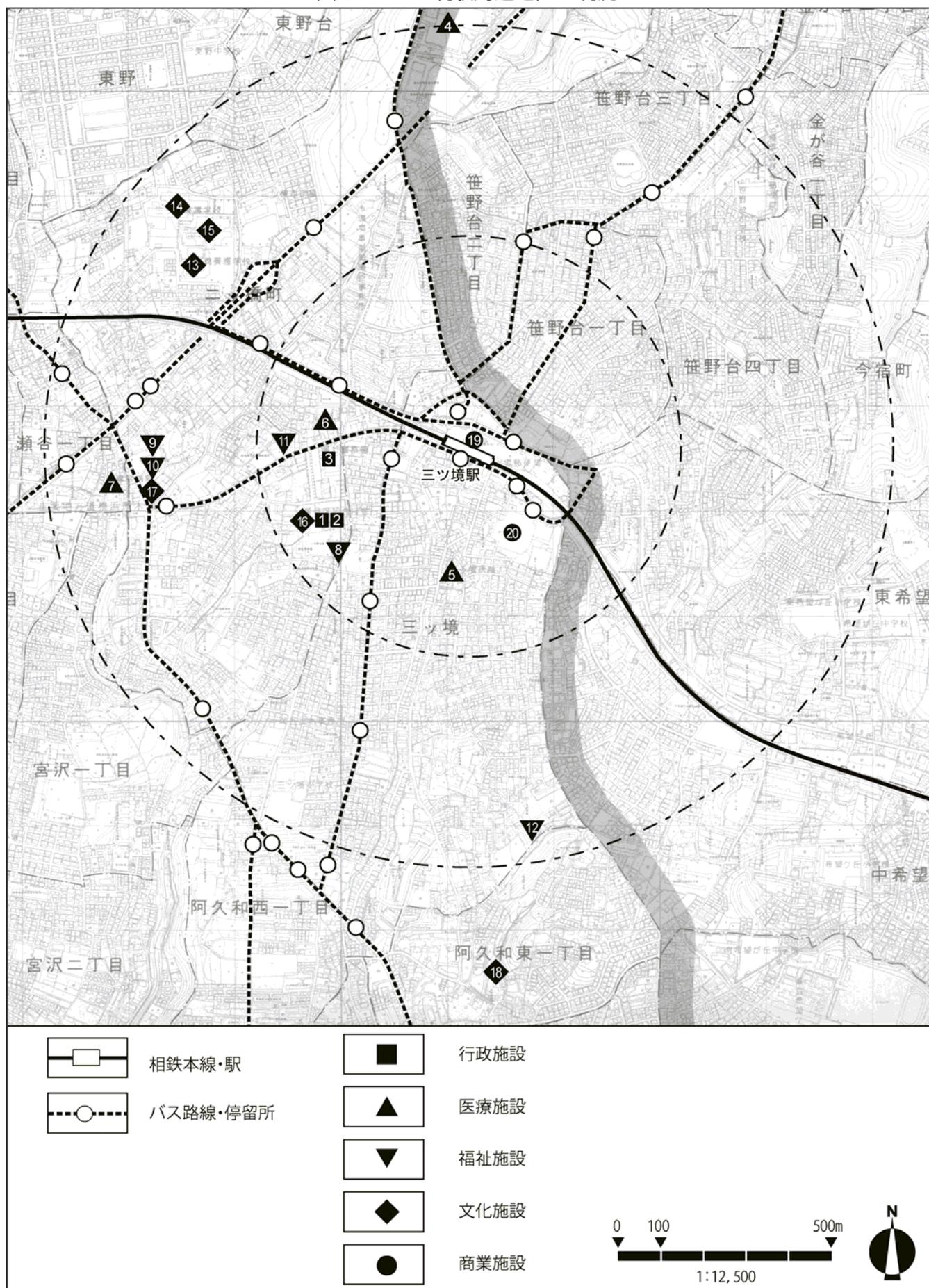
表 2-1 三ツ境駅周辺の主要施設

種別	施設名称	施設数
行政施設	1)瀬谷区役所(350m)、 2)瀬谷消防署(350m)、 3)瀬谷警察署 (300m)	3
医療施設	4)聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 (1000m) 5)三ツ境病院(300m)、 6)堀病院(350m)、 7)横浜桐峰会病院(800m)	4
福祉施設	8)二ツ橋地域ケアプラザ(400m)、 9)瀬谷区社会福祉協議会(700m) 10)瀬谷区福祉保健活動拠点「パートナーせや」(700m) 11)瀬谷区中途障害者地域活動センター ワンステップ瀬谷(400m) 12)せや活動ホーム太陽 (900m)	5
文化施設	13)市立二つ橋高等特別支援学校(750m) 14)県立三ツ境養護学校(900m) 15)旧アレルギーセンター（一部区民利用施設としてオープン）(800m) 16)瀬谷公会堂 (350m) 17)瀬谷区民活動センター(700m) 18)長屋門公園 (1300m)	6
商業施設	19)三ツ境ライフ(0m)、 20)ダイエー三ツ境店(200m)	2

注) 表中の施設の番号は、図 2-7 の番号と同じである。

()内の数字は、三ツ境駅からの直線距離（単位：m）である。

図 2-7 三ツ境駅周辺地区の現況



2-5. まちづくりの方向

三ツ境駅周辺地区のまちづくりの方向は、「瀬谷区まちづくり方針」（横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン、平成 17 年 12 月）において、次のように定められている。（以下は瀬谷区プランの抜粋）

■まちづくりの方針

① 「まちの核」の形成

三ツ境駅及び瀬谷駅周辺では、交通ターミナルの整備や多様な都市活動に対応するための環境整備を進めていく。

【三ツ境駅周辺】

- 商業施設や様々な行政機関が立地しており、区民の求める地域情報を発信する拠点づくりを進める。
- 子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できるよう、エレベーターを設置するなど、駅やその周辺において歩行者空間のバリアフリー化を進める。
- 駅南口については、厚木街道（横浜厚木線）の拡幅整備を進めるとともに、ターミナル機能の充実、駐輪場の整備などを進める。

② 「都市活動軸」の形成

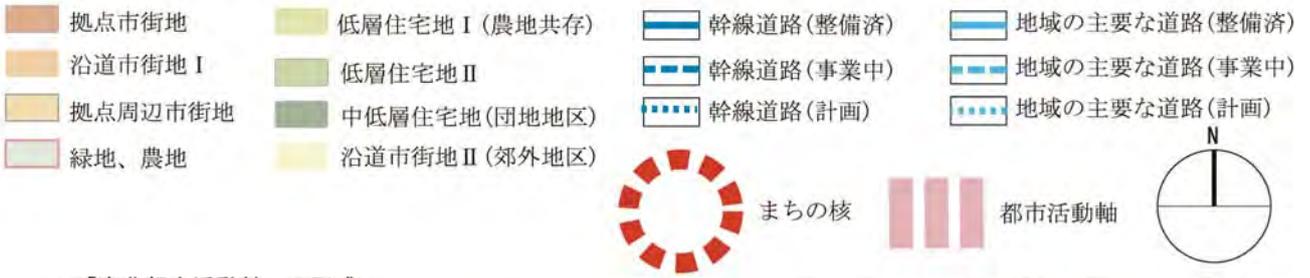
多様化する生活ニーズに応えるため、道路など公共空間を充実し、沿道型の商業、業務施設や、福祉施設などの立地誘導、コミュニティビジネスの促進をはかります。

【東西都市活動軸（厚木街道周辺（横浜厚木線））】

- 厚木街道（横浜厚木線）については、2つの「まちの核」を結ぶ重要な交通軸として整備を進め、様々な公共・公益施設の立地を活かしながら、オープンスペースなどの公共空間の充実をはかる。また、歩行者空間を充実させた歩きやすい瀬谷区のシンボル道路として、区役所などの周辺の公共施設へのアプローチについてバリアフリー化を進める。
- 区役所の建て替えにあたっては、区民と行政が協働していく活動拠点として、区民の意見を反映させながらPFI手法で整備を進める。

図 2-8 三ツ境駅周辺地区まちづくり方針図

◇中心地域のまちづくり方針図



「南北都市活動軸」の形成

- 沿道型商業業務や生活サービス機能の誘導
- 周辺に配慮した街並み誘導

・三ツ境下草柳線の整備

・旧アレルギーセンター跡地の公共・公益施設としての再活用

「まちの核(瀬谷駅周辺)」の形成

- 商業集積とともに、業務、文化機能の拠点づくり
- 南口駅前空間の再整備
- 区民が集える文化的な施設整備の検討
- 駐輪場の整備
- 道路の狭い地区での道路空間の改善を中心にしたまちづくりの検討

「東西都市活動軸」の形成

- 公共施設の立地を生かした公共空間の充実
- 厚木街道の整備と公共施設へのアプローチのバリアフリー化
- 区民と行政が協働していく活動拠点となる区役所の建て替え

「まちの核(三ツ境駅周辺)」の形成

- 地域情報を発信する拠点づくり
- 駅および周辺歩行者空間のバリアフリー化
- 南口のターミナル機能の充実、駐輪場の整備

「南北都市活動軸」の形成

- 沿道型商業業務や生活サービス機能の誘導
- 周辺に配慮した街並み誘導

資料) 横浜市都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン

3. 対象者の特性と配慮すべき事項

本基本構想は、公共交通機関の利用や歩行などの外出行動において何らかの障害がある移動制約者を考慮して策定することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関や歩行空間の実現を目標とするものである。

移動制約者の代表は、高齢者と障害者であるが、妊産婦やけが人など一時的な移動制約者もいる。その移動制約者を歩行困難・情報入手困難の面からみた障害により分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると表 3-1 に示すとおりである。

ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 3-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区 分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
「歩行困難」による移動の制約	
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員が必要である。 ・ 路面や床面に段差があると乗り越えることができないため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・ 扉などを押したり、手前に引いたりする行為は難しいため、扉の形状に配慮する。 ・ 座位等で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られるため、設備機器類や案内標示などの高さに配慮する。 ・ 車いすは、路面や床面との支持が車輪とキャストで行われているので、方向を変える際に一定のスペースが必要となる。 ・ 車いすから便座への移乗など、乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さや介助スペースなどに配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動三輪・四輪車いすは、他の電動車いすに比べ必要な走行スペースが大きいので留意する。
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・ わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・ 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・ 足腰等が弱くなり階段等を利用することに困難が生じるので、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・ 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、休憩できる場所の設置に配慮する。 ・ 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・ 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に配慮する。
補助犬利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助犬を利用し移動する者のため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れやベビーカー利用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーカーなどの利用に配慮し段差を設けない。 ・ おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・ 乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動制約者 (妊産婦やけが人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・ 妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。
「情報入手困難」による移動の制約	
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・ 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないので、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。 ・弱視者は、個々人で視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
その他	
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、到達範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、もの大きさや操作方法への配慮が必要である。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。 ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー利用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。

※下記の参考文献をもとに一部加筆

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成10年3月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂（横浜市福祉局、平成17年3月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成14年3月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成6年3月）
- ・高齢者の住まいと交通〔復刻版〕（東京都立大学都市研究所、平成13年10月）

4. まち歩き点検ワークショップ及び利用者ワーキングの概要

4-1. まち歩き点検ワークショップ

(1) 目的

三ツ境駅周辺において、次に示す目的で「まち歩き点検ワークショップ」を実施した。

- ・ 駅や駅周辺の移動に関わるバリアやバリアフリーの現状を把握する。
- ・ 関係者が一緒に歩いて現地を点検することで、高齢者、障害者など当事者がかえる問題の共通認識を深める。
- ・ 参加者から問題点や改善すべき点などの意見・提案を聞き、基本構想策定のための資料とする。

(2) 実施概要

【開催日時】

- ・ 平成 17 年 7 月 29 日（木）、9:30～15:00

【参加者】

三ツ境地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・ 高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者、子育て支援関係者などの市民
- ・ 学識経験者
- ・ 公共交通事業者、警察署、道路管理者、福祉局、都市計画局、区役所などの職員
- ・ 参加者数：89名

【現地点検】

- ・ 駅や道路等を対象に、移動のしやすさやわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・ なお、点検ルートは、駅や駅前広場内の鉄道やバスなどの乗り換えルート、駅とそ

の周辺に立地する福祉・医療施設や文化・交流施設を結ぶルートなど、歩行距離を勘案しつつ設定した（図 4-1 参照）。

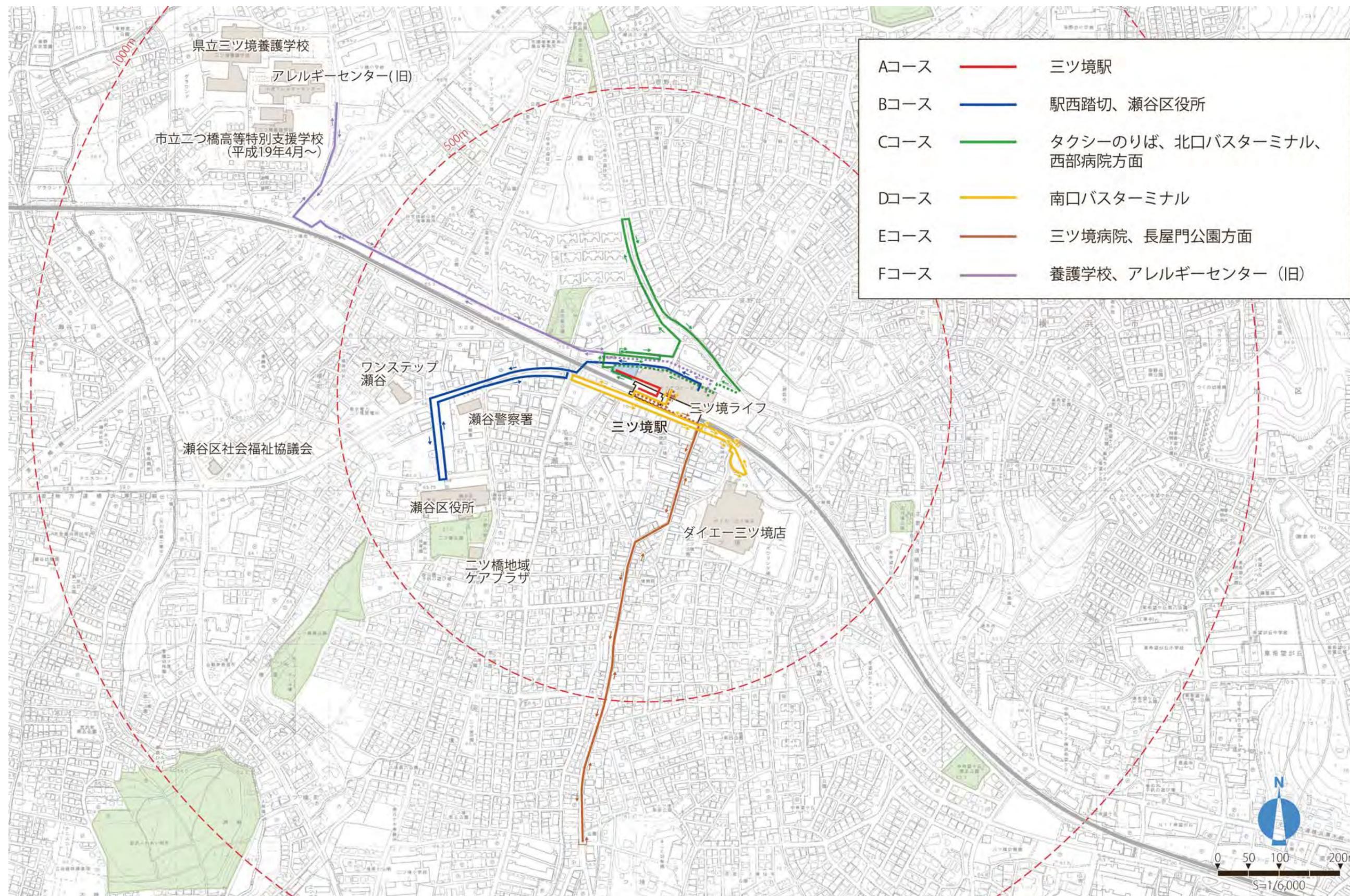
【ワークショップ】

- ・現地点検終了後、現地で確認した良い点、問題点、改善点などを、各参加者から発表してもらい、図面を用いて整理を行った。
- ・各コースの代表者が、整理した意見を発表した。

（3）指摘事項のまとめ

まち歩き点検ワークショップで出された主な指摘事項は、21～23 ページに示すとおりである。

図 4-1 まち歩き点検ルート図



【三ツ境駅周辺まち歩き点検ワークショップにおける指摘事項のまとめ】

指摘箇所・項目	主な指摘事項
駅	<ul style="list-style-type: none"> ・案内表示が見つらい、わかりづらい ・点字ブロックが途切れる ・ライフ駐車場側の車いす経路を知らない人が多い ・上記経路は 22：00～6：00 は利用できない
《改札口付近》	<ul style="list-style-type: none"> ・券売機の音声案内の音が小さい ・券売機に蹴込みが無い ・広めの改札口が欲しい
《ホーム》	<ul style="list-style-type: none"> ・電動車いすは利用できない（エスカレーター） ・改札口とホームを結ぶエレベーターが欲しい ・文字情報も音声と同じ内容が欲しい ・ホームにある非常ボタンの位置が高すぎる（150cm） ・トイレが身障者対応になっていない ・ホームと電車の段差をもっと小さくして欲しい ・点字ブロックがホームの外れまで引いてあるので危険 ・視覚障害者には電車の停車位置（乗降口）がわからない ・ホームへのインターホン前に車いすだけでなくベビーカーの人も利用できるという表示が欲しい
北口バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・バイクや自転車の進入防止柵があるため、電動車いすなどはバスターミナルに入れない ・バスターミナル出入口の横断距離が長い上に、横断歩道が表示されていない ・北口歩道橋にエレベーター、下りエスカレーターを設置して、車いす利用者の駅からの最短経路を確保する ・点字ブロックがない ・案内が古くて見づらい ・ノンステップバスの運行時間が案内されていない
南口バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・南口バスターミナルへの案内がなくわかりづらい ・点字がない ・ノンステップバスの運行時間が案内されていない
タクシーのりば	<ul style="list-style-type: none"> ・車道に降りないとタクシーに乗れない ・駅からの案内に気付かない
駅西歩道橋	<ul style="list-style-type: none"> ・途中で傾斜がきついところがある ・手すりが途切れている ・（区役所等）行先案内表示がはげている。位置が低すぎる ・グレーチングの目が大きい

指摘箇所・項目	主な指摘事項
道路	<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音が出る信号にして欲しい ・ベビーカーの通る経路は、富士見通りを使う（バリアフリー化をして欲しい） <p>【県道横浜厚木線（厚木街道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の幅が狭い ・電柱等で歩道が狭くなっている ・凸凹が多い。警察の出入口（3箇所） ・点字ブロックの色を目立たせる ・駅舎脇に歩道が無い ・ガードレールもなく、点字ブロックもなく危険な場所がある ・歩道の段差が大きく、傾斜しているところもある。 ・グレーチングの溝の幅が大きすぎる ・歩道の中央に電柱がある ・三ツ境駅前バス停の歩道が狭く、バスを待つ人と通行者が交錯している ・歩道に商品のはみ出し陳列がある ・南口から車いす用出入口を利用するには、車道を通らなければならない <p>【区役所入口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差がきつい ・蹴上げが一定していない ・区役所1階には車いすでは入れない <p>【上瀬谷 357 号線～瀬谷 147 号線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者青信号が短すぎる（ヘアサロンマックス前） ・坂のきつい危険な交差点（モスバーガー前） ・歩道が狭い。路駐（車・バイク）、電柱、ポストがさらに歩道を狭くしている ・一方通行化による歩行者空間の拡大 <p>【市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフ駐車場やタクシー広場出入口での車との交錯が危険 ・歩行者青信号が短すぎる（駐輪場下） ・タクシーのりばあたりに降りられるエレベーターがあると良い ・放置自転車が歩行者への障害となっている（TSUTAYA 前） ・歩道が広く、木陰になっており歩きやすい ・中丸バス停前の植栽を少なくして歩行者スペースをもっと確保できないか？ ・歩道の傾斜が大きく、車いす、ベビーカーは通りにくいところがある ・歩行者青信号が短すぎる（13 秒）（地下道出入口前） ・地下道の行先がわからない

指摘箇所・項目	主な指摘事項
	<p>【アレルギーセンター（旧）前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配がきついところがある <p>【商店街全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道がない ・路上駐車が多い ・商品のはみ出し陳列や看板が邪魔 ・お店の入口に設けられる段差解消用の鉄板が邪魔 ・グレーチングの目の幅が広い <p>【商店街南側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サインがわかりにくい ・歩道があるが点字ブロックがない ・公園まで、駅までのサインが欲しい ・歩道が広く歩きやすい。車いすのすれ違いも可能

4-2. 利用者ワーキング

(1) 目的

三ツ境駅周辺において、次に示す目的で「利用者ワーキング」を実施した。

- ・事業化する経路等を選定するにあたり、利用者の意見を聞き、出来る限り利用者が重要と考える経路を一つでも多くバリアフリー化するため、今後、優先的に検討すべき経路等の絞込みを行うことを目的として実施した。

(2) 実施概要

【開催日時】

- ・平成 17 年 11 月 11 日（金）、13:30～17:00

【参加者】

三ツ境地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

- ・高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者、子育て支援関係者などの市民
- ・学識経験者
- ・道路管理者、福祉局、道路局、区役所などの職員
- ・参加者数：38 名

【ワーキング】

- ・設定したバリアフリー化すべき経路（※P35、図 5-1 参照）を事業化する場合に必要な整備内容を検討（提案）し（まち歩き点検等で指摘された問題を解消するために必要な方法を確認する）、各経路の整備の必要性、重要性を比較検討し、優先的に検討を進める経路を検討した。
- ・検討結果を各班の意見として取りまとめ、全体で意見交換を行った。

(3) 利用者ワーキングのまとめ

利用者ワーキングで出された各班の主な意見を次ページ以降に示す。

●利用者ワーキングのまとめ

検討事項<1>

『鉄道とバスの乗り継ぎのバリアフリー化をどうすべきか（北口バスターミナル）』

共通認識：【北側方面にバリアフリー対策（経路）が必要である。】

1 北口バスターミナルまでの経路はどこが良いか？

- ・ 改札口から三ツ境ライフ入口前を通り、駅前歩道橋を渡るルート

※ 理由 ①最短距離である。
②安全性が高い。
③他のルート（養護学校方面）にも使える。

2 1を踏まえて考えられるバリアフリー対策は？

(1) 改札階と駅前歩道橋の段差解消

案1 ライフ内に改札階と駅前歩道橋を結ぶエレベーターを設置。

案2 下草柳線（地上）と改札階と駅前歩道橋とライフ3階を結ぶエレベーター設置。

(2) 駅前歩道橋と北口バスターミナル

- ・ 歩道橋から北口バスターミナルを結ぶエレベーターの設置

3 ライフ内の改札階階段にエレベーター設置が困難な場合は？

案1 ビル内にエレベーターを設置し、三ツ境下草柳線に横断歩道を設置する。

案2 スロープもしくは、階段昇降機の設置。

案3 駅西歩道橋等にエレベーターを設置するとともに、ライフ東側の経路に案内サインを設置して分かりやすくし、合わせて行き来のできる時間制限をなくす。

検討事項< 2 >

『駅西側のバリアフリー化をどうすべきか』

【共通認識：三ツ境駅から西側（区役所方面）へは、歩道橋が主要な経路である。】

1 駅西側に必要なバリアフリー対策は？

案1 駅西歩道橋のバリアフリー化。

案2 案1がすぐにできなければ、厚木街道南側のさらなる暫定整備。

案3 案1がすぐにできなければ、市道瀬谷47号線（三ツ境下草柳線）の歩道の改良と踏切の平坦性の確保。

2 駅西歩道橋に必要なバリアフリー対策は？

- ・エレベーター2基設置（厚木街道側と三ツ境下草柳線側）するとともに、南北の跨線橋の高さを揃える。または、スロープでつなげる。
- ・歩道橋の拡幅も必要。

検討事項< 3 >

『駅南側（駅前～南口バスターミナル）のバリアフリー化をどうすべきか』

【共通認識：駅前～りそな銀行間については、暫定整備により、ある程度歩道の改善が図られた。駅前～南口バスターミナルについては、バリアフリー対策が必要である。】

1 課題と主な対応策は？

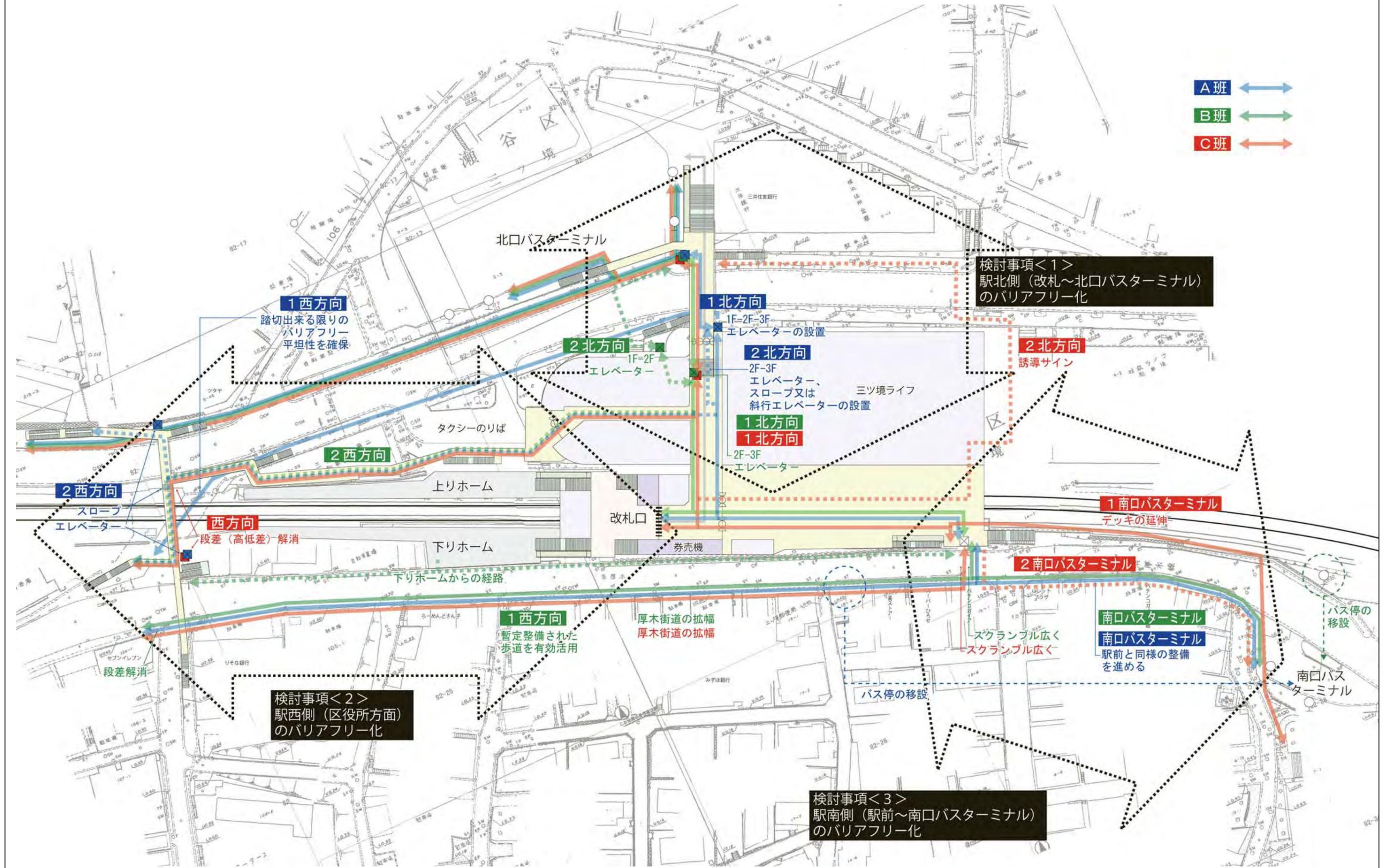
- ・南口バスターミナル方面も駅前～りそな銀行間と同様の暫定歩道の整備をする。
- ・南口バスターミナルの拡張。降車場を南口バスターミナルに移す。
- ・南口バスターミナル付近に横断歩道を新しく設置する。
- ・南口バスターミナルまで、デッキをのばす。
- ・抜本的な対策として、南口バスターミナルの位置の検討を含めた厚木街道の拡幅が必要。

検討事項< 4 >

『検討事項< 1 >～< 3 >の駅周辺部分のほかに、優先的にバリアフリー化すべき経路は次のうちどれか。 ①下草柳線～旧アレルギーセンター ②りそな銀行～区役所間 ③三ツ境駅前商店街～長屋門公園間』

- ・利用者の多い②りそな銀行～区役所間

図 4-2 利用者ワーキングにおける駅周辺検討事項<1>～<3>の各班まとめ



5. 重点整備地区及びバリアフリー化を図る経路

5-1. 重点整備地区の区域の検討

(1) 基本的な考え方

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区は、特定旅客施設（1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である鉄道駅等）を中心とする徒歩圏で、特定旅客施設から概ね500m～1km以内の範囲と考えられている。

具体的な区域の設定は、主要な施設の分布状況を勘案し設定する。また、地区の境界は、できる限り町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定める。

ここで、主要な施設とは、相当数の高齢者、障害者を含む多くの市民が利用すると見込まれる施設で、その施設へ至る手段が主に鉄道駅からの徒歩による施設とする。

(2) 三ツ境駅周辺地区の区域

三ツ境駅の徒歩圏と考えられる駅を中心とした概ね500mから1km圏域には、瀬谷区役所、瀬谷警察署などの公共施設が集積しているほか、養護学校、せや活動ホーム太陽などの福祉施設も立地している。また、三ツ境駅の南側約1kmのところには、区外市外からも多くの人を訪れる長屋門公園がある。三ツ境駅周辺における重点整備地区の区域は、これらの主要な施設を含む範囲（約85.9ha）とする。

三ツ境駅周辺地区における重点整備地区の区域は、図5-1に示すとおりである。

■主要な施設の設定の考え方

種別	施設名称	選定理由
公共施設	<p>【瀬谷区役所】 (瀬谷公会堂、二ツ橋地域ケアプラザ)</p>	<p>瀬谷区役所には、行政サービスの他、539人収容できるホールと会議室がある瀬谷公会堂が併設されている。また、横浜市で第2館目の地域ケアプラザとして設立された二ツ橋地域ケアプラザも隣接して立地していることから、これらの施設は一体的なエリアとして考えることができ、高齢者、障害者を含む不特定の市民が利用する施設群となることから、区役所周辺一体を主要な施設として選定した。</p> <p>なお、平成22年度を目途に区庁舎再整備を行う予定である。</p>
福祉施設	<p>【アレルギーセンター(旧)】 (市立二ツ橋高等特別支援学校、県立三ツ境養護学校)</p> <p>【瀬谷区社会福祉協議会】 (瀬谷区福祉保健活動拠点「パートナーせや」、瀬谷区民活動センター)</p> <p>【中途障害者地域活動センターワンステップ瀬谷】</p>	<p>アレルギーセンター(旧)は、平成16年度をもって閉院したが、平成18年度からは区民利用施設と保育所がオープンしている。将来的には「新たな福祉・保健・地域活動の交流連携拠点」として、整備を予定している。また、市立二ツ橋高等特別支援学校(平成19年4月～)や県立三ツ境養護学校も隣接していることから、高齢者、障害者の利用が多い施設群として3施設一体を主要な施設として選定した。</p> <p>社会福祉協議会を含み、市民の自主的な福祉保健活動を行う場を提供する「パートナーせや」及び区民活動に関する相談を受ける相談コーナーや、国際交流コーナー、ITコーナーをもつ「瀬谷区民活動センター」が併設されている。高齢者や障害者をはじめとする不特定多数の市民が利用する施設である。</p> <p>脳卒中の後遺症などによる障害者の自立と社会参加をめざして、創作・軽作業・生活訓練などを行っている。</p>

種別	施設名称	選定理由
	<p data-bbox="379 264 675 297">【せや活動ホーム太陽】</p> <p data-bbox="379 479 555 512">【長屋門公園】</p>	<p data-bbox="798 264 1412 445">相談窓口、デイサービス、ショートステイ、一時ケア、余暇活動支援、地域交流・ボランティア活動支援などの事業を行う施設で平成 17 年 12 月 1 日に開所している。</p> <p data-bbox="798 479 1412 853">長屋門公園は、昔の農村生活の魅力を再生した自然豊かな公園で、江戸時代中期の長屋門や民家を有している。また地域住民がこれらの歴史的建築物を活用して、企画展示やイベントなど管理運営を行っている地域に根ざした公園である。年間の来場者は約 8 万人で、区外市外からも多くの方が訪れ、高齢者、障害者を含む不特定多数の方が利用している。</p>
商業施設	<p data-bbox="379 929 584 963">【三ツ境ライフ】</p> <p data-bbox="379 1122 643 1155">【ダイエー三ツ境店】</p>	<p data-bbox="798 929 1412 1061">北口で食料品、衣料品、家庭用品等を販売する大規模商業施設である。高齢者、障害者を含む不特定多数の市民が利用する施設である。</p> <p data-bbox="798 1122 1412 1254">南口で食料品、衣料品、家庭用品等を販売する大規模商業施設である。高齢者、障害者を含む不特定多数の市民が利用する施設である。</p>

5-2. 三ツ境駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路

(1) 基本的な考え方

重点整備地区内の歩行者ネットワークのうち、バリアフリー化を優先的に推進する経路を「バリアフリー化を図る経路」として設定する。

「バリアフリー化を図る経路」は、地区内の歩行者の主要な動線を踏まえつつ、鉄道駅等と高齢者、障害者等が利用する主要な施設（公共施設、福祉施設、医療施設、商業施設等）との間で、高齢者、障害者等の円滑な移動のために確保されるべき移動経路を基本として、駅、自由通路、駅前広場、道路等において、移動の連続性が確保できるように設定する。

(2) 三ツ境駅周辺地区のバリアフリー化を図る経路

三ツ境駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路は、主要な施設の配置を考慮しつつ、駅と主要な施設とが少なくとも1以上の経路で結ばれるように設定する。

以上のことを踏まえ、三ツ境駅周辺地区におけるバリアフリー化を図る経路を図5-1に示す。

※「バリアフリー化を図る経路」は、地区内のバリアフリー化された経路の配置の方針を示すものであり、交通バリアフリー法に基づく特定経路については、このバリアフリー化を図る経路の中から必要性、移動円滑化基準との整合、整備の可能性などを考慮し、別途、選定する。

■各経路の設定の考え方

【三ツ境駅と北口バスターミナルとを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅から北口バスターミナルへ至る経路として、駅前歩道橋（経路1）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅と北口バスターミナルがバリアフリー化された経路で結ばれる。

【三ツ境駅とタクシーのりばとを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅からタクシーのりばへ至る経路として、駅西歩道橋（経路 2）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅とタクシーのりばがバリアフリー化された経路で結ばれる。

【三ツ境駅と南口バスターミナルとを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅から南口バスターミナルへ至る経路として、県道横浜厚木線（経路 4 の駅東側）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅と南口バスターミナルがバリアフリー化された経路で結ばれ、さらにダイエー三ツ境店も三ツ境駅からバリアフリー化された経路で結ばれる。

【三ツ境駅と瀬谷区役所周辺の主要な施設とを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅から区役所周辺へ至る経路として、県道横浜厚木線（経路 4）～区役所前（経路 5）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅と瀬谷区役所、瀬谷公会堂、二ツ橋ケアプラザなどの主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。
- ・なお、この経路には三ツ境駅北口から区役所周辺へ至る経路として、駅西歩道橋（経路 2）～県道横浜厚木線（経路 4）～区役所前（経路 5）の経路も設定する。

【三ツ境駅とアレルギーセンター（旧）周辺の主要な施設とを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅からアレルギーセンター（旧）付近へ至る経路として、市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線）（経路 8）～アレルギーセンター前（経路 9）及び養護学校前（経路 10）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅と、アレルギーセンター（旧）、市立二ツ橋高等特別支援学校、県立三ツ境養護学校などの主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。

【三ツ境駅と瀬谷区社会福祉協議会とを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅から瀬谷区社会福祉協議会へ至る経路として、県道横浜厚木線（経路 4）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅と瀬谷区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センターワンステップ瀬谷などの主要な施設がバリアフリー化された経路で結ばれる。
- ・なお、この経路には三ツ境駅北口から駅西歩道橋（経路 2）～県道横浜厚木線（経路 4）の経路も設定する。

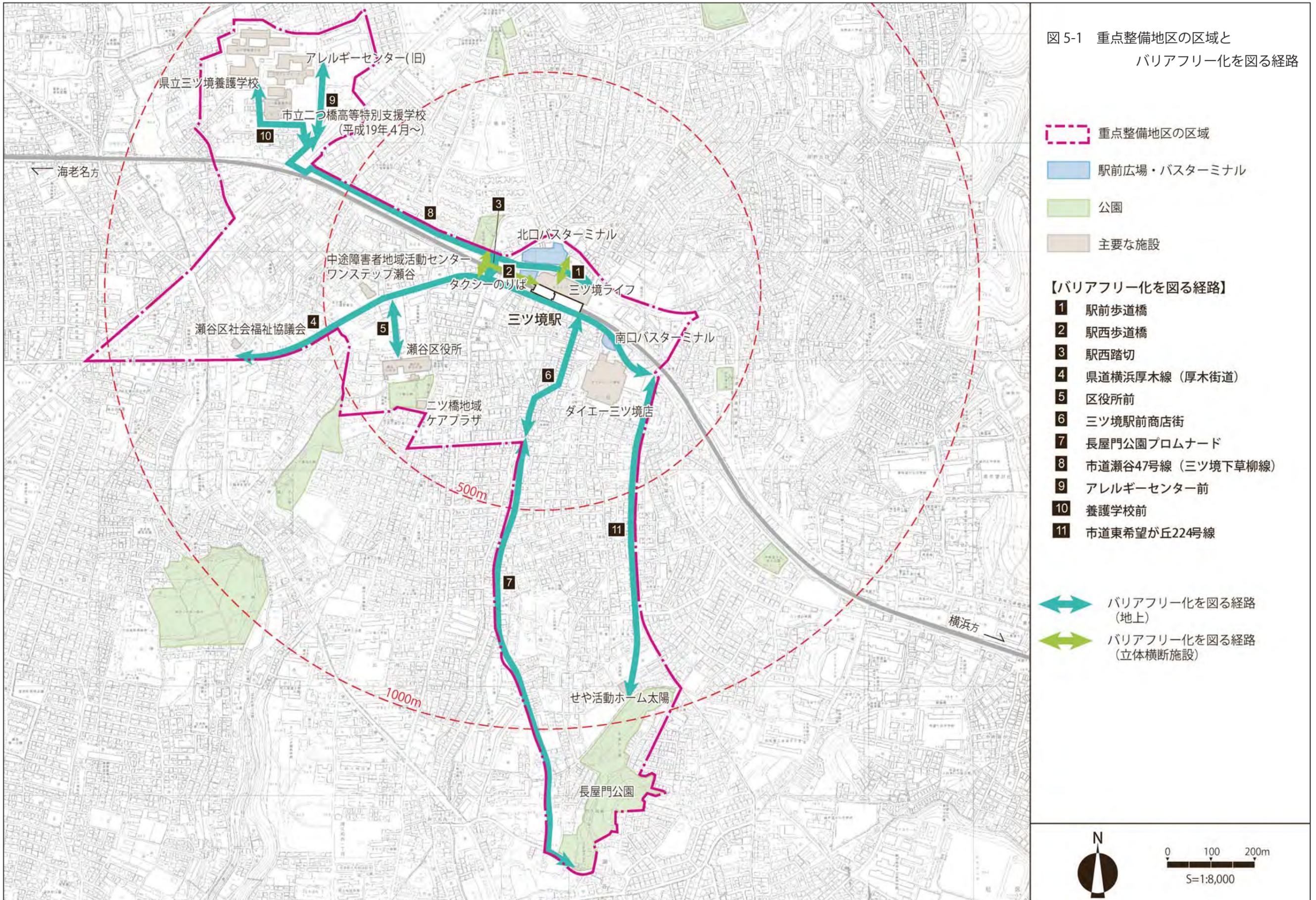
【三ツ境駅と長屋門公園とを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅から長屋門公園へ至る経路として、三ツ境駅商店街（経路 6）～長屋門公園プロムナード（経路 7）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅と長屋門公園がバリアフリー化された経路で結ばれる。

【三ツ境駅とせや活動ホーム太陽とを結ぶ経路】

- ・三ツ境駅からせや活動ホーム太陽へ至る経路として、県道横浜厚木線（経路 4 の駅東側）～市道東希望が丘 224 号線（経路 11）を設定する。
- ・この経路により、三ツ境駅とせや活動ホーム太陽がバリアフリー化された経路で結ばれる。

図 5-1 重点整備地区の区域と
バリアフリー化を図る経路



5-3. 重点整備地区の現状と課題

次頁以降に示す資料は、平成17年7月29日に実施した「まち歩き点検ワークショップ」、「バリア、バリアフリーについてのご意見」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の鉄道駅・バスターミナル及びバリアフリー化を図る経路における主な問題点等を整理したものである。

整理にあたっては、前項で設定したバリアフリー化すべき経路ごとにまとめ、以下のように現状の問題を分類し整理している。

- ① 解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題
(歩道の新設又は拡幅など歩道の全面的な整備で、用地買収や沿道建物の立ち退きも伴うなど)
- ② 部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題
(交差点部の歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など)
- ③ 道路の付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題
(グレーチングの交換、押しボタン式信号のボタンの位置の改善、案内板の設置など)
- ④ 取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題
(路上駐車の取り締まり強化、放置自転車、商品のはみ出し陳列など利用者のモラル向上運動など)

なお、次頁以降の表では、上記の分類整理に加え、問題点に対する対応の考え方、対応を検討する際の目安となる交通バリアフリー法に基づく基準（地形等によりやむを得ない場合の基準も併記）を合わせて整理している。

さらに、図5-2では、バリアフリー化を図る経路については、「通行することそのものにかかなりの困難を伴い、解決するためには大規模な整備が必要な経路」を赤い線、「部分的な整備・改修を行うことによって、概ねバリアフリー化を図ることが出来る経路」をオレンジの線、そして、「部分的な補修や、利用者への啓発や、案内サイン等のソフト面での対策をとることによって、バリアフリー化を満たすことが出来る経路」を緑の線で分類している。さらに、経路毎にそれぞれ、現状で通行・利用出来ない課題などの重大な問題については、赤い文字で示すとともに、そのポイントについては、赤い丸で図面に落としている。

(1) 鉄道駅・バスターミナル

① 相模鉄道三ツ境駅

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ (ホーム) が身体者対応になっていない。ベビースイット、チャイルドキープともにならない ・ 電動車いすが乗れない (エスカレーター) ・ エスカレーターの待ち時間が長い (車いす利用時) ・ 三ツ境ライフ内の改札階と駅前歩道橋の段差は階段だけで車いすでは利用できない <p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p> <p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホーム最後尾の柵が欠けていて危険 ・ 非常ボタンが高すぎる。非常ボタンの説明が不十分 ・ 案内表示が見づらい (修正が良くない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的トイレの設置 ・ エレベーターの設置 ・ エレベーターの設置 <p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止柵の設置 ・ 非常ボタンの高さの改善。わかり易い案内を表示 ・ 案内サインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便所の便房のうち1以上は、車いす使用者その他の高齢者、身体障害者の利用に適した構造のもの：出入り口の有効幅員 80cm 以上。段がないこと、ある場合は傾斜路を設置。円滑な利用に適した広さ。標識を設置、ほか ・ 移動円滑化された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> • 出口案内がわかりづらい • 点字ブロックが途切れる • 点字ブロックがホームの外れまで引いてあるので危険 • エスカレーターを上りきってから改札を出るまでの誘導ブロックがない（電車から降りて、人の流れに任せてエスカレーターに乗ってしまう） • 券売機の音声案内が小さい • 足が入らないので、券売機が使えない • 停車位置（乗降口）が分からない（電車、視覚障害者の方） 	<ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 • 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設 • 視覚障害者誘導用ブロックを適切な敷設 • 券売機の音声案内の音量を改善 • 券売機の蹴込み部の確保 • 列車の乗降口を知らせる音響案内装置を設置 	<ul style="list-style-type: none"> • 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置 • 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 • 1以上の券売機は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適した構造
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> • ベビーカーで駅に出入する時に利用できるインターホンの存在が知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> • 案内サインの設置 	

② 北口バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ バスターミナル出入口の横断路は、安全にならないか（横断距離が長く、点字ブロックも横断歩道も番号もない） ・ バスターミナル出入口（三ツ境下草柳線側）に白線（歩行者横断帯）だけでも引いて欲しい ・ 点字ブロックがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な通行帯の確保 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車・バイク進入防止柵があり大型電動車いすでは通れない出入口（バスターミナルに入れない） ・ 案内板が古くて見づらい（バスターミナル階下） ・ バスターミナルまでの案内がない ・ バスのりば4で降車させてもらった後、駅方向の表示がなかった ・ バスのりばに傾斜があると、ベビーカーが行きにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵の配置の変更 ・ 案内表示の改善 ・ 案内サイン等の設置 ・ バスのりばの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置 ・ 当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ ノンストップバスの運行時間が案内されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内の改善 	
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

③ 南口バスターミナル

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ バスが停車する位置が遠い ・ バスに乗る時に誘導の必要がある ・ 歩車道段差 10cm 弱 ・ 点字ブロックがない ・ 凸凹しており車いすだと危険 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスのりばの改善 ・ 低床バスの乗降に適した歩車道段差を確保する（15cm 程度） ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 ・ 歩道の平坦性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造 ・ 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ どこ行きのバスかアウンス等が必要（４系統ある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声案内の設置 	

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> ノンストップバスの運行時間が案内されていない 南口はバスターミナルへの案内がなくなりづらい（広告ばかり目立つ） 	<ul style="list-style-type: none"> 案内の改善 案内サイン等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

④ タクシーのりば

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> 一度車道に降りないと、タクシーに乗れない(段差20cm) タクシーのりばの出入口の見通しが悪く、車（搬入トラック、タクシーなど）と人との交錯が危険 	<ul style="list-style-type: none"> タクシーのりばの改善 見通しをよくする等安全性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 当該乗降場において停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 車いすで来る場合、のりばの表示が到着するまで見えなかった 階段に屋根が欲しい <p>【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】</p>	<p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 案内サイン等の改善 階段に屋根を設置する <p>【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置

(2) バリアフリー化を図る経路

① 駅前歩道橋

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ バスターミナル側には、上りエスカレーターはあるが、下りエスカレーターやエレベーターがない ・ 視覚障害者誘導用ブロックがない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの設置 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動円滑化された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける ・ 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

② 駅西歩道橋

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方 (案)	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 途中に階段があり車いすでは通行できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター又はスロープの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動円滑化された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> 傾斜がきつくベビーカーを押しての移動が大変 水平でないため車いすが動いてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道橋の勾配の改善 歩道橋の勾配の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 縦断勾配 5% (8%) 以下 横断勾配 1% (2%) 以下、縦断勾配 5% (8%) 以下
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 手すりが片側のみである 手すりが途切れている 手すりに点字がない 手すりを 2 段にして欲しい（子ども用の低い手すりが欲しい） 排水溝が小さく、水が溢れる 雨の日に水がたまる 案内サインの表示がはげている。表示が小さく、設置位置が低い 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりを連続して両側に設置 点字の貼付 排水設備の改善 歩道橋の勾配の改善 案内サインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> 手すりを両側に設ける 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

③ 駅西踏切

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 線路の間隔が広い <p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p> <p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> グレーチングの目が大きい <p>【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排水溝の蓋の改善 	<p>望ましい対応</p>

④-1 県道横浜厚木線（厚木街道：西側区間）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚木街道と社協の建物との間に細い道路があるが歩行者の横断場所もはつきりしておらず危険 歩道の傾斜もきつい 歩道が狭い上、電柱があり通りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 横断歩行者の安全性の確保 歩道の勾配の改善 歩道上の障害物の移動・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下 <p>望ましい対応</p>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

④-2 県道横浜厚木線（厚木街道：駅西区間）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の幅が狭い ・ 電柱等で歩道が狭くなっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の拡幅 ・ 歩道上の障害物の移動・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の勾配がきつい ・ 凸凹が多い（警察署の出入口3ヶ所）。 ・ 点字ブロックの色が目立たない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の勾配の改善 ・ 歩道の平坦性の確保 ・ 舗装の色と明度差のある色にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下 ・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ ・ 黄色を原則とする（ガイドライン）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

④-3 県道横浜厚木線（厚木街道：駅前区間）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 駅のデッキから地上階に下りるためのエレベーターがない エレベーターを新設するらしいが、現在の階段の昇降とエレベーターの動線の関係は検討済みか 駅の階段の幅が狭い。現在の2倍は欲しい 「三ツ境駅前」バス停付近はバスを待つ人、通行人、自転車が混在して危険 電柱と道路の凹凸をよけると車道に出なければならなく危険 電柱が出ており、一旦、車道に出る必要がある 南口から車いす用出入口を利用するには、車道を通らなければならない 駅脇に歩道がない 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 バス乗車待ち客の滞留スペースの確保 歩道上の障害物の移動・撤去 歩道上の障害物の移動・撤去 歩道の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化された経路に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設ける 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 雨の時、エスカレーターが止まるが、何か方法はないか 点字ブロックなし 車道と駐車場の間の歩道がV字型になっており（低くなっている）危険 横断勾配がきつく車いすの操作がし難い（勾配17.1%、20%） どさんこの前の歩道が斜めになっており、車いすの走行が困難 りそな銀行、セブンイレブンの角は、段差もあり、急な角度で危険。車いすもベビーカーも停止が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 歩道の平坦性の確保 歩道の平坦性の確保 歩道の平坦性の確保 歩道の勾配の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の傾斜とコンクリートの蓋が平行でないため段差になり危険 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート蓋の交換又は歩道の勾配の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道部分まで商店の商品が出ていて危険である。店舗に入るためのスロープが歩道にはみ出し、車いすで走行し難い（傾く）。 自転車に乗る人のマナーが悪い 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上の障害物の移動・撤去 	

④-4 県道横浜厚木線（厚木街道：駅東区間）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道が狭い（有効幅員 120cm） 歩道が狭い上、電柱があり通り難い 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の有効幅員の確保 歩道上の障害物の移動・撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員が 2m 以上の歩道を連続して確保
<p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 凸凹しており車いすだと危険 勾配がきつい（7.8%） 点字ブロックがない 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の平坦性を確保 歩道の勾配の改善 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ 横断勾配 1%（2%）以下、縦断勾配 5%（8%）以下 <p>移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設</p>

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ますの欠けた所に車いすはまわり危険 <p>【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水排水ますの蓋の改善 	

⑤ 区役所前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所1階の出入口は車いすでは入れない ・ 段差がきつい。蹴上げが一定していない <p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p> <p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の真中に街路樹があり歩きにくい ・ 電柱がじゃま ・ 街路樹の根元が凸凹している <p>【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター又はスロープの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道上の障害物の移動・撤去 ・ 歩道の平坦性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ

⑥ 三ツ境駅前商店街

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩く所が狭い（路上駐車も多い） ・ 横断歩道のパチンコ店側の歩行者スペースが狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な歩行空間の確保 ・ 違法駐車撤去 ・ 横断歩道前に歩行者の溜まり空間を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保
<p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p>		
<p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グレーチングの目の幅が広い（車いすのタイヤの幅よりも大） ・ 側溝のままの隙間が広い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目の細かいグレーチングに交換 ・ 排水溝の蓋の改善 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板が出ていたり、路上駐車がいった ・ 商店街ということで看板やスロープが歩行者（車いす）の邪魔になることがあった ・ 商品が歩道に置いてある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道上障害物の移動・撤去 ・ 歩道上障害物の移動・撤去 ・ 歩道上障害物の移動・撤去 	

⑦ 長門屋公園プロムナード

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<p>【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道が途中でなくなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の設置又は安全な歩行空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員が2m以上の歩道を連続して確保
<p>【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道の傾斜がきつく、車いすではあがれない 歩道はあるが、点字ブロックがない 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 視覚障害者誘導用ブロックの敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配1%（2%）以下、縦断勾配5%（8%）以下 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
<p>【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の案内板が小さい 案内サインがない（一部あったが、公園まで、駅までのサインが欲しい） 	<ul style="list-style-type: none"> 案内板の改善 案内サインの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置
<ul style="list-style-type: none"> 歩道に放置自転車があった 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上障害物の移動・撤去 	

⑧ 市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線）

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場前の勾配がきつい ・ 駐輪場入口からの点字ブロックが意味不明 ・ 歩道橋階段下のフェンスが道幅を狭くしている ・ 跨線橋のスロープの勾配 26%、幅 60cm（車いすでも通れるようにして欲しい） ・ 市営住宅周辺の歩道は、波立っている ・ 2cm の段差でも車いすの方には負担が大きい ・ 地下道がどこに通じているか分からない ・ 地下道が暗くてこわい ・ 地下道の縦断勾配がきついため、車いす、ベビーカーが転がってしまう（縦断勾配 10%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の勾配の改善 ・ 視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設 ・ 歩道上の障害物の移動・撤去 ・ 弧線橋のスロープの勾配を改善又は工レバーターの設置 ・ 歩道の平坦性を確保 ・ 面取りをするなどの工夫をする ・ 地下道の行先案内を表示する ・ スロープの勾配を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断勾配 1%（2%）以下、縦断勾配 5%（8%）以下 ・ 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ・ 平坦で滑り難く、かつ、水はけのよい仕上げ ・ 横断歩道に接続する歩道などの部分：接続部分の段差は 2cm を標準とする ・ 縦断勾配 5%（8%）以下

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
<ul style="list-style-type: none"> 地下道の警告ブロックが、色が目立たないので分かりにくい 歩道上の電柱がじゃま 点字ブロックが途中で切れている。誘導が不適切 	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の色と明度差のある色にする 歩道上の障害物の移動・撤去 視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設 	<ul style="list-style-type: none"> 黄色を原則とする（ガイドライン） 移動円滑化のために必要な箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 青信号が短いので、渡りきれない（13秒）青時間を延長できないか 押しボタン式信号のボタンまでたどりつけない 横断歩道前のグレーチングの目が粗い 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者青時間の延長 押しボタン式信号のボタン位置の変更 目の細かいグレーチングに交換 	
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> TSUTAYA 脇には違法駐輪が多く、歩行の障害となっている 旗、看板が多く、標識のじゃまをしている 雑草が多く歩行の妨げになっている 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上の障害物の移動・撤去 歩道上の障害物の移動・撤去 歩道上の障害物の移動・撤去 	

⑨ アレルギーセンター前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 勾配がきつい 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の勾配の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 横断勾配 1%（2%）以下、縦断勾配 5%（8%）以下
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 案内板が不足、不備 	<ul style="list-style-type: none"> 案内板の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点、駅前広場等、移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁、福祉施設、その他施設及び、関連する移動円滑化道路施設を案内する標識を設置
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

⑩ 養護学校前

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
<ul style="list-style-type: none"> 歩道が設置されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な歩行空間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員が 2m 以上の歩道を連続して確保

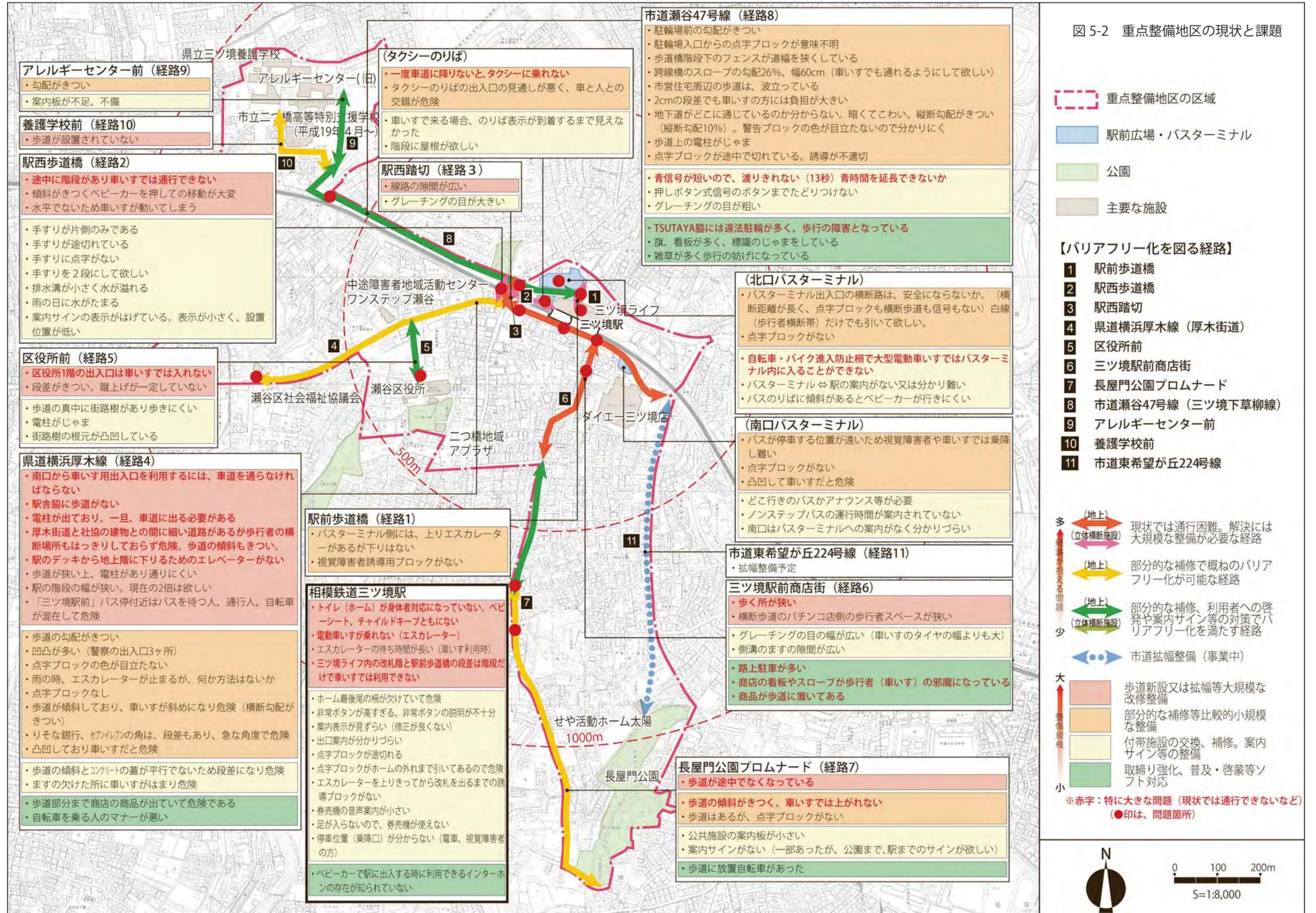
まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

① 市道東希望が丘 224 号線

まち歩き点検等における主な指摘事項	対応の考え方（案）	望ましい対応
【解決するためには大規模な整備が必要と考えられる問題】		
【部分的な補修等の比較的小規模な整備で対応できると考えられる問題】		
【付帯施設の交換、補修及び案内サイン等の整備によって対応できると考えられる問題】		
【取り締まりの強化、普及・啓蒙活動等のソフト対策で対応できると考えられる問題】		

※この経路については、市道拡張整備にあわせて、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備を実施する。

図 5-2 重点整備地区の現状と課題



6. 三ツ境駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

6-1. 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅・バスターミナル及びバリアフリー化を図る経路など重点整備地区の区域内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

三ツ境駅周辺地区において、バリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい施設の整備を実現していくことを目標とする。

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

【移動円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・ 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配

慮し整備する。

- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内*の設置に努める。

※ 音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・ エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・ トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。

【プラットフォームにおける安全対策】

- ・ プラットホームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

【職員に対する適切な教育訓練】

- ・ 高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

(2) 道路等のバリアフリー化

① 特定経路・準特定経路の設定

「特定経路」は、原則として平成 22 年までに交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備を実施する経路、または、現段階において横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路とする。

「特定経路」は、図 5-1 に示した「バリアフリー化を図る経路」の中から、平成 22 年までのバリアフリー化を目標に、特に主要な経路としての重要性及び整備の実現性（技術的な課題への対応の可能性や全体の事業量との関係等）を考慮し設定する。

また、「特定経路」と一体となって主要な歩行者ネットワークを形成し、特定経路を補完・代替する経路については、「準特定経路」として設定する。

② 特定経路の整備

特定経路については、原則として平成 22 年までに、以下に示す整備を実施する。

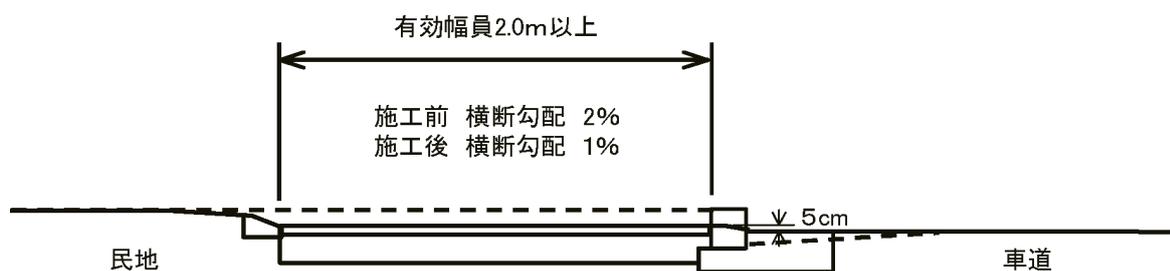
- ・ 特定経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・ 歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・ 案内標示は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内標識を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・ 特定経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。

③ 準特定経路の整備

準特定経路については、可能な限り特定経路の整備内容に準拠しつつ、基本構想の検討等において確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組むものとする。

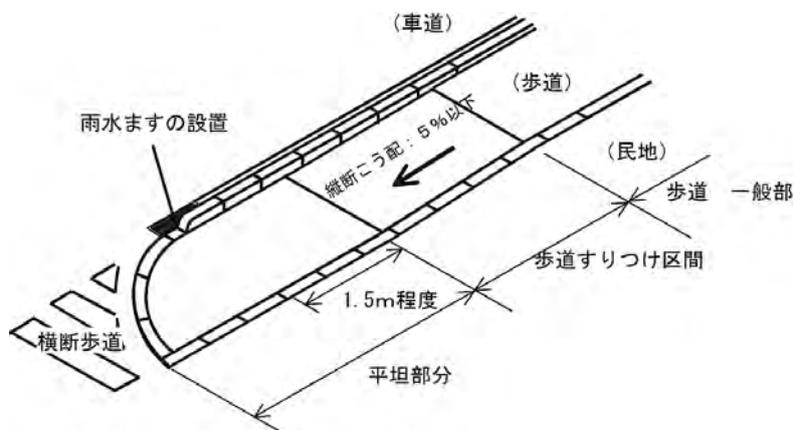
【歩道の整備イメージの例】

■歩道の横断面（セミフラット型歩道の場合）



点線：施工前 実線：施工後

■横断歩道接続部等における構造（セミフラット型歩道の場合）



出典)「道路の移動円滑化整備ガイドライン」

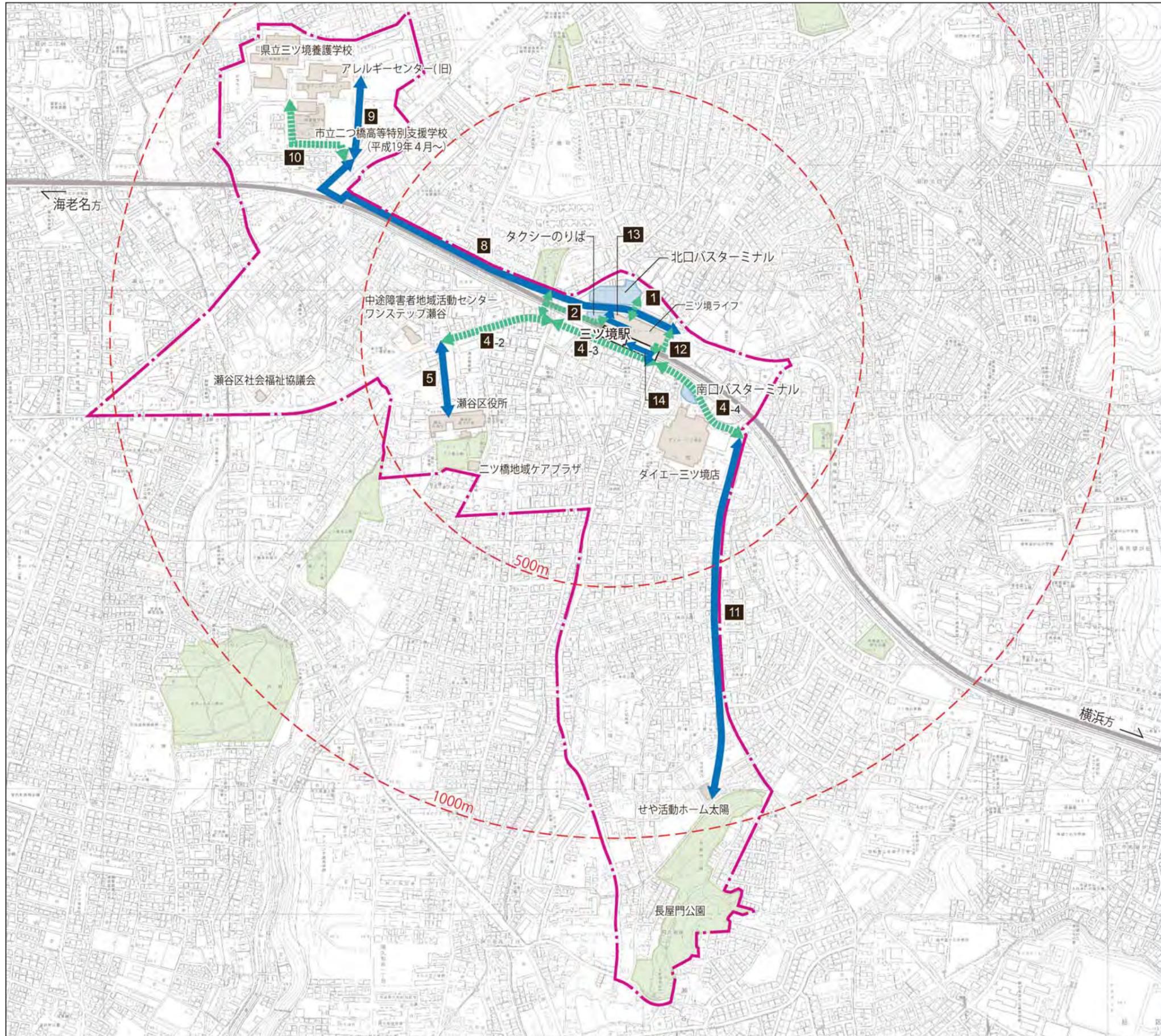
(3) 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路の横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。
なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

(4) バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。
- ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。
- ・ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した情報提供に努める。

図 6-1 特定経路・準特定経路

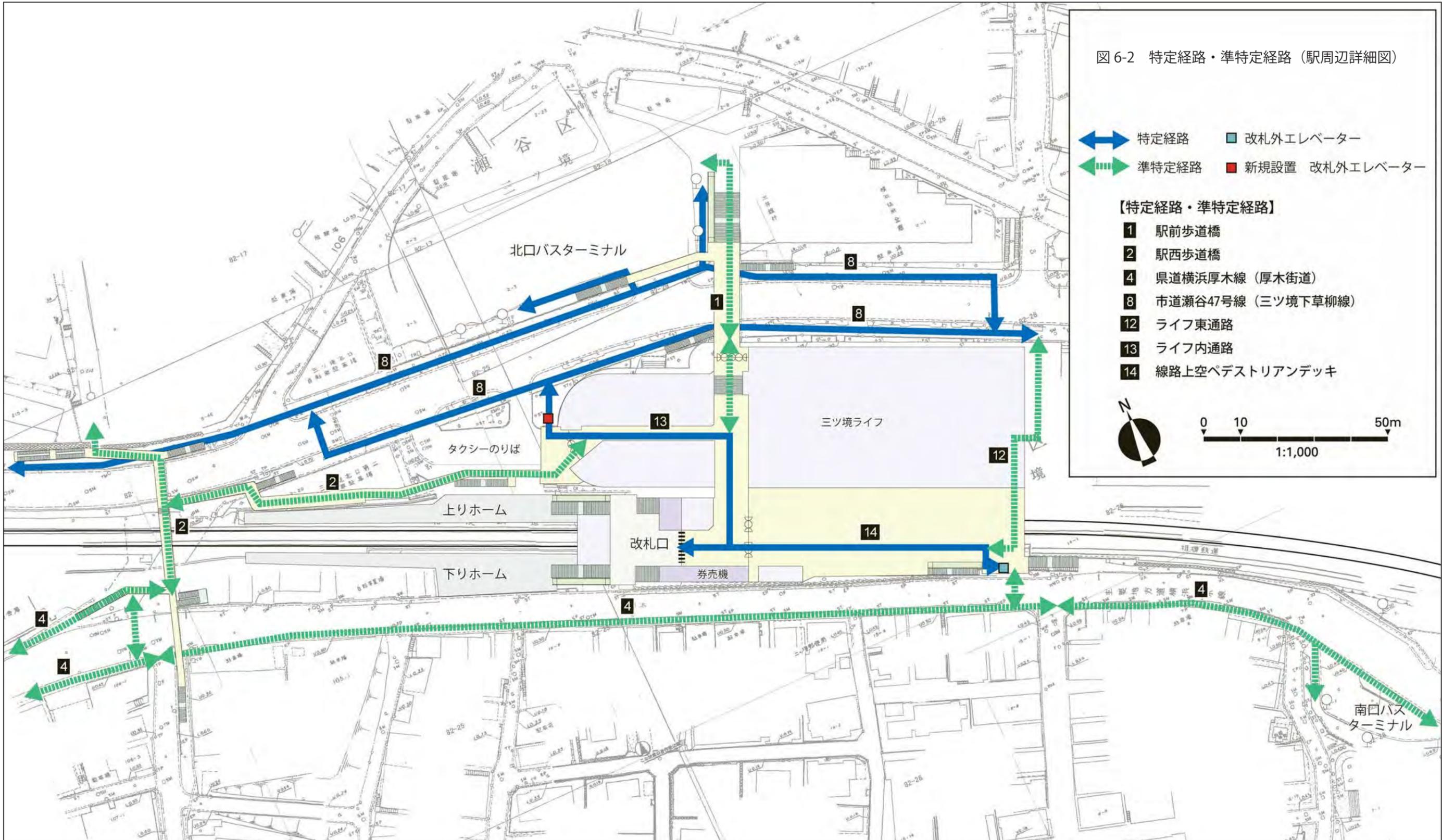


- 重点整備地区の区域
- ⇔ 特定経路
- ⇔ 準特定経路
- 駅前広場・バスターミナル
- 公園
- 主要な施設

- 【特定経路・準特定経路】
- 1** 駅前歩道橋
 - 2** 駅西歩道橋
 - 4** 県道横浜厚木線（厚木街道）
 - 5** 区役所前
 - 8** 市道瀬谷47号線（三ツ境下草柳線）
 - 9** アレルギーセンター前
 - 10** 養護学校前
 - 11** 市道東希望が丘224号線
 - 12** ライフ東通路
 - 13** ライフ内通路
 - 14** 線路上空ペDESTリアンデッキ

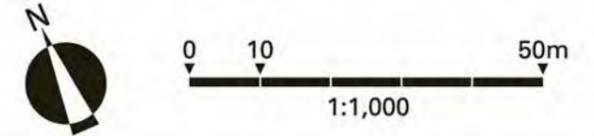


図 6-2 特定経路・準特定経路（駅周辺詳細図）



- ⇔ 特定経路
 ■ 改札外エレベーター
- ⇔ 準特定経路
 ■ 新規設置 改札外エレベーター

- 【特定経路・準特定経路】
- 1 駅前歩道橋
 - 2 駅西歩道橋
 - 4 県道横浜厚木線（厚木街道）
 - 8 市道瀬谷47号線（三ツ境下草柳線）
 - 12 ライフ東通路
 - 13 ライフ内通路
 - 14 線路上空ペDESTリアンデッキ



6-2. 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

三ツ境駅周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「交通安全特定事業」「その他の事業」は、次ページ以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、三ツ境駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成 22 年を目標に、事業の実施へ向けて取り組むものである。

事業の実施にあたっては、下記に示した交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、三ツ境駅周辺地区における移動の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準及びガイドライン】

名 称	発行年／発行者
移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準	平成 12 年 11 月 運輸省・建設省令
重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 12 年 11 月 建設省令
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則	平成 12 年 10 月 国家公安委員会規則
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	平成 13 年 8 月 国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 追補版	平成 14 年 12 月 国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団
道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成 15 年 1 月 国土交通省、国土技術研究センター

(1) 公共交通特定事業

① 相模鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
三ツ境駅	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		エレベーターの新設等と合わせ、適切な誘導を実施
	・ホームと車両の段差の改善		○	車両とホームの段差を小さくした新型車両に順次代替していく。
	・身体障害者等の利用に適した券売機の設置	○		
	・改札口とホームを結ぶエレベーターを設置	○		平成 19 年度を目途に設置する。
	・改札内に多目的トイレの設置	○		基本構想検討中の平成 18 年 1 月 30 日より供用開始済み。
	・職員の教育訓練の充実	○		
経路 13 (ライフ内通路)	・エレベーターの設置	○		改札口を経て経路 13 (三ツ境ライフ内通路) と経路 8 (市道瀬谷 47 号線) を結ぶエレベーターを、平成 19 年度中を目途に設置する。
経路 14 (線路上空ペDESTリアンデッキ)	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		基本構想検討中の平成 18 年 1 月 24 日より供用開始済み。
	・エレベーターの設置	○		
全体 (相模鉄道敷地内)	・案内サインの設置	○		道路管理者、神奈川中央交通 (株) と協力して重点整備地区内で一体的な案内サインの整備を実施する。

※ 1 : 公共交通特定事業の実施にあたっては、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」「同ガイドライン (追補版)」「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の内容を踏まえ、整備に努めることとする。

② 北口バスターミナル（相模鉄道株式会社）

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
北口バスターミナル	・ 自転車・バイク進入防止柵の改善		○	電動車いすの通行にも配慮した防止柵のあり方を検討する。
	・ バスのりばに案内サインを設置		○	道路管理者と一体的な整備を行うため、関係者で検討する。
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	
	・ 職員の接遇等の教育・訓練の充実	○		
	・ ノンステップバスの導入促進	○		国・横浜市の補助制度を活用しながら導入の推進を図る。
	・ ノンステップバスの運行情報の提供	○		営業所等から情報提供していることについて、利用者への周知を図る。

③ 南口バスターミナル（神奈川中央交通株式会社）

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
南口バスターミナル	・ バスのりばに案内サインを設置		○	道路管理者と一体的な整備を行うため、関係者で検討する。
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	
	・ 職員の接遇等の教育・訓練の充実	○		
	・ ノンステップバスの導入促進	○		国・横浜市補助制度を活用しながら導入の推進を図る。
	・ ノンステップバスの運行情報の提供	○		営業所等から情報提供していることについて、利用者への周知を図る。

(2) 道路特定事業

① 特定経路の整備（横浜市）

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
経路 5（区役所前）	・歩道の舗装の平坦性を確保	○		歩道部の樹木の根上がり等の状況を考慮し、可能な整備を検討する。
	・案内サインの設置※ ¹	○		
経路 8（市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線））	・歩道の勾配の改善	○		市道瀬谷 47 号線の横断部等を対象に、可能な限り基準を満たした整備を検討する。
	・歩道の舗装の平坦性を確保	○		歩道部の樹木の根上がり等の状況を考慮し、可能な整備を検討する。
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・排水溝の蓋の改善	○		
	・案内サインの設置※ ¹	○		
経路 9（アレルギーセンター前）※ ³	・歩道の勾配の改善	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・案内サインの設置※ ¹	○		
経路 11（市道東希望が丘 224 号線）	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○※ ²		
	・案内サインの設置※ ¹	○※ ²		

※ 1：案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

※ 2：経路 11 については、市道拡幅整備にあわせて、交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化の整備を実施する。

※ 3：この経路には、歩道部分が学校用地である箇所があり、事業の実施にあたっては、調整が必要である。

三ツ境駅周辺地区においては、道路整備が都市計画決定されている県道横浜厚木線や、駅周辺の跨線橋群、および区画道路等において、特定経路に定め、交通バリアフリー法に基づく道路の整備基準に沿って目標年次である平成22年までに事業を実施することが困難な経路が存在する。

しかし、利用者の整備に対する高いニーズや、区役所最寄り駅等の観点から、以下の準特定経路については、可能な限りバリアフリー化を図るため、基本構想に位置づけ、整備を検討することとする。

② 準特定経路の整備（横浜市）

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路1（駅前歩道橋）	・案内サインの設置※2	○		相模鉄道（株）、神奈川中央交通（株）と協力して駅周辺全体で一体的な案内サインの整備を実施する。
経路2（駅西歩道橋）	・エレベーターの設置	○		厚木街道（北側歩道）にエレベーターを設置する。
	・スロープの設置	○		鉄道を跨ぐ階段部分にスロープを設置する。
	・手すりに行先を示す点字を貼付	○		
	・案内サインの設置※2	○		相模鉄道（株）、神奈川中央交通（株）と協力して駅周辺全体で一体的な案内サインの整備を実施する。
経路4-2（県道横浜厚木線） 厚木街道※1：駅西区間	・歩道の勾配の改善	○		特に交差点巻き込み部を対象に、民地との高さを考慮して、暫定的に可能な整備を検討する。
	・歩道上障害物の撤去又は移設	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	平成17年10月に暫定整備を完了。今後、都市計画道路の整備等と合わせて、再整備を行う。
	・案内サインの設置。 ※2	○		

事業箇所	主な事業内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備 考
	・歩道の拡幅		○	都市計画道路として整備する際に有効歩道幅員2m以上を確保する。
経路4-3（県道横浜厚木線） 厚木街道※ ¹ ：駅前区間	・歩道の勾配の改善		○	平成17年10月に暫定整備を完了。 今後、都市計画道路の整備等と合わせて、 再整備を行う。
	・歩道上障害物の撤去又は移設		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	
	・案内サインの設置※ ²	○		
	・歩道の拡幅		○	都市計画道路として整備する際に有効歩道幅員2m以上を確保する。
経路4-4（県道横浜厚木線） 厚木街道※ ¹ ：駅東区間	・歩道の勾配の改善	○		平成17年度に経路4-3で実施した暫定 整備を念頭に、実施可能な整備を検討する こととする。
	・歩道上障害物の撤去又は移設	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
	・雨水排水ますの蓋の改善	○		
	・案内サインの設置※ ²	○		
・歩道の拡幅		○	都市計画道路として整備する際に有効歩道幅員2m以上を確保する。	
経路10（養護学校前）	・歩行環境の向上	○		歩道の設置が困難なため、カラー舗装等による歩行空間の確保など歩行環境の向上を図る。

※1：経路4-2～4-4（県道横浜厚木線）については、都市計画道路（3.4.13 横浜厚木線）として整備する際に有効歩道幅員2m以上を確保することし、合わせて、暫定整備部分の再整備を行うこととする。

※2：案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

(3) 交通安全特定事業

① 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成 22 年を目標に 事業を実施	備 考
特定経路	<ul style="list-style-type: none">・音響式信号機等の設置・違法駐車取締りの強化・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進・標識・標示の視認性の確保・交通規制の実施	○	

(4) その他の事業

① 相模鉄道株式会社

整備箇所	整備内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
厚木街道側エスカレーター	・エスカレーターの上屋の設置	○		

② 株式会社相鉄ビルマネジメント

整備箇所	整備内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 12 (ライフ東通路)	・案内サインの設置		○	通路そのものが認知されていないことが多いため、必要箇所における通路の明示を検討する。
	・通行可能時間の延長を検討			
経路 13 (ライフ内通路)	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		相模鉄道株式会社で設置を予定しているエレベーターに誘導するため、相模鉄道、道路管理者と連携して、一体的な整備を検討する。

③ 横浜市

整備箇所	整備内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・放置自転車対策の実施	○		道路管理者、地元関係者等の協力の下で、推進

④ 地元商店街等

整備箇所	整備内容	平成22年を 目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
重点整備地区全域	・はみ出し看板・商品の撤去	○		

図 6-3 特定事業及びその他の事業

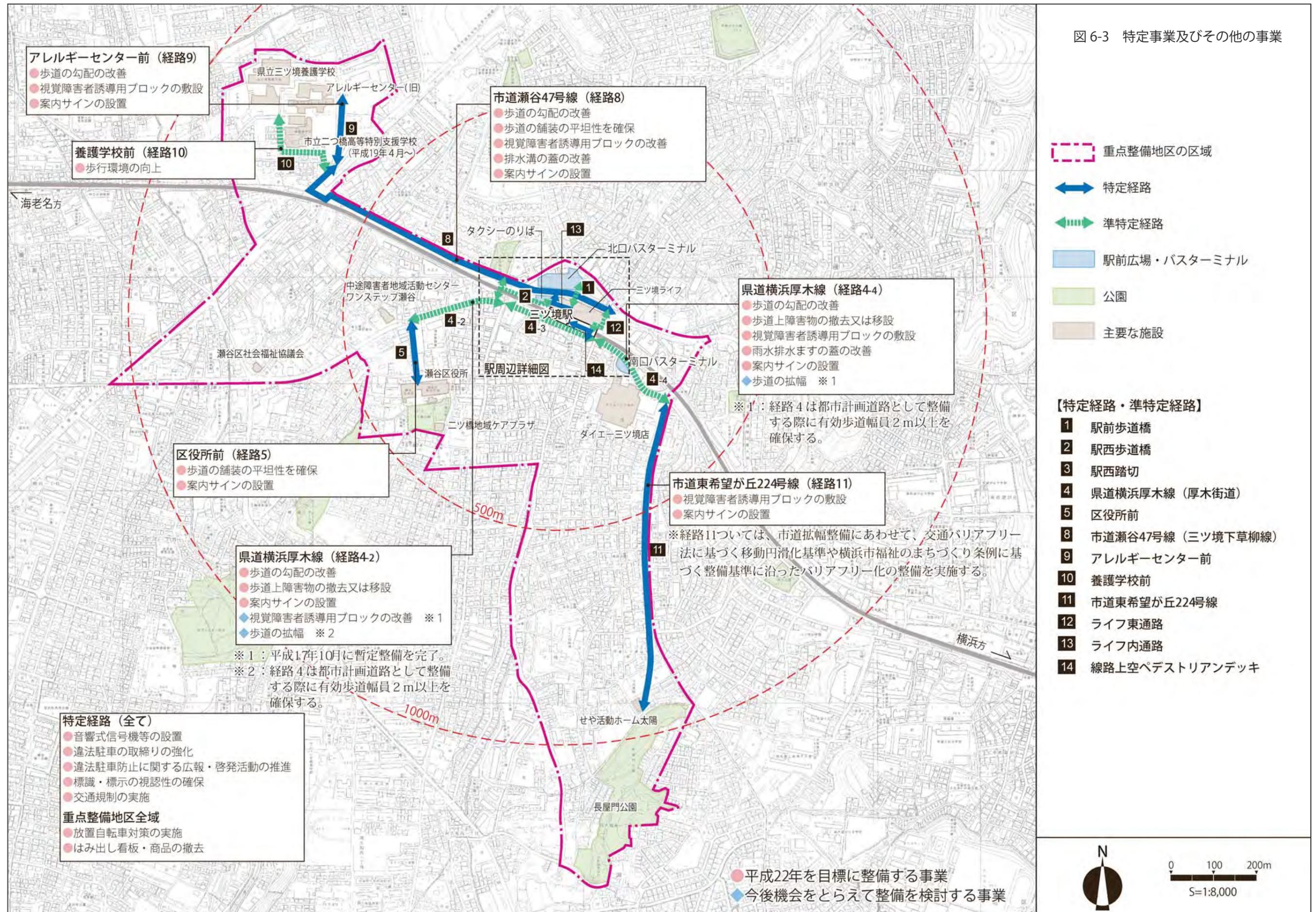
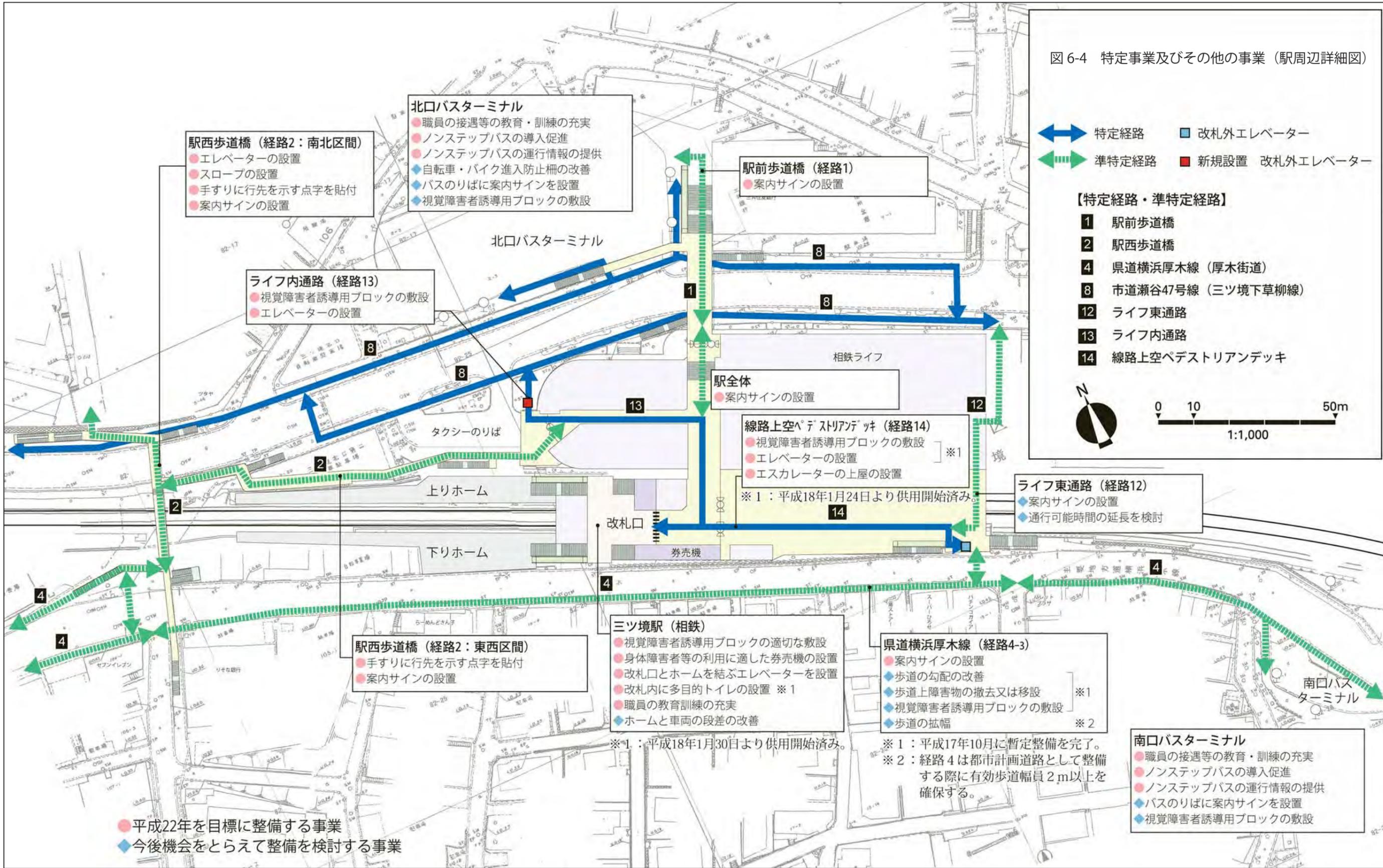


図 6-4 特定事業及びその他の事業（駅周辺詳細図）



駅西歩道橋（経路2：南北区間）
 ●エレベーターの設置
 ●スロープの設置
 ●手すりに行先を示す点字を貼付
 ●案内サインの設置

北口バスターミナル
 ●職員の接遇等の教育・訓練の充実
 ●ノンステップバスの導入促進
 ●ノンステップバスの運行情報の提供
 ●自転車・バイク進入防止柵の改善
 ●バスのりばに案内サインを設置
 ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設

駅前歩道橋（経路1）
 ●案内サインの設置

ライフ内通路（経路13）
 ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 ●エレベーターの設置

駅全体
 ●案内サインの設置

線路上空ペDESTリアンデッキ（経路14）
 ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 ●エレベーターの設置
 ●エスカレーターの上屋の設置
 ※1：平成18年1月24日より供用開始済み

ライフ東通路（経路12）
 ●案内サインの設置
 ●通行可能時間の延長を検討

駅西歩道橋（経路2：東西区間）
 ●手すりに行先を示す点字を貼付
 ●案内サインの設置

三ツ境駅（相鉄）
 ●視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
 ●身体障害者等の利用に適した券売機の設置
 ●改札口とホームを結ぶエレベーターを設置
 ●改札内に多目的トイレの設置 ※1
 ●職員の教育訓練の充実
 ●ホームと車両の段差の改善
 ※1：平成18年1月30日より供用開始済み。

県道横浜厚木線（経路4-3）
 ●案内サインの設置
 ●歩道の勾配の改善
 ●歩道上障害物の撤去又は移設 ※1
 ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 ●歩道の拡幅 ※2
 ※1：平成17年10月に暫定整備を完了。
 ※2：経路4は都市計画道路として整備する際に有効歩道幅員2m以上を確保する。

南口バスターミナル
 ●職員の接遇等の教育・訓練の充実
 ●ノンステップバスの導入促進
 ●ノンステップバスの運行情報の提供
 ●バスのりばに案内サインを設置
 ●視覚障害者誘導用ブロックの敷設

●平成22年を目標に整備する事業
 ◆今後機会をとらえて整備を検討する事業

6-3. 今後検討が必要な事項

三ツ境駅周辺地区における移動の円滑化を一層推進していくため、前項で示した特定事業等の実施に合わせ、以下に示す事項について、今後、検討する必要がある。

(1) 経路4（県道横浜厚木線）の整備について

厚木街道4-3区間は、平成17年10月に暫定整備が実施され、これまで、歩道の傾斜がきつく車いすの走行が困難であったり、狭い歩道の中に電柱があり一旦車道に出なければ通行出来なかつたりといった幾つかの重要課題が解決され、利用者からも一定の評価が得られている。

将来的には都市計画道路として整備し、交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った整備が望まれるが、現在まだ沿道には多くの方が生活していることを勘案すると、実現は長期化が予想される。

しかしながら、厚木街道はバリアフリー化を図る経路としての重要性も然ることながら、三ツ境駅周辺地区の骨格道路としても重要性が高く、都市計画道路の早期実現が望まれている。

このような状況を勘案し、本基本構想では都市計画道路の早期実現、バリアフリー化を推進するとともに、都市計画道路が整備されるまでの間の緊急対応も極めて重要なことから、本基本構想で整備の目標年次としている平成22年までに都市計画道路としての整備は困難であるが、厚木街道（区役所前～市道東希望が丘224号線区間）を準特定経路に位置づけ、前述の経路4-3の駅前区間のような暫定整備を進め、可能な限り交通バリアフリー法に基づく基準等に適合した、あるいは、近づけた整備に努めることとする。

(2) 三ツ境駅改札口と北口バスターミナルを結ぶ経路のバリアフリー化について

三ツ境駅改札口と北口バスターミナルを結ぶ経路のバリアフリー化については、利用者ワーキングなどでも最も要望があった「三ツ境ライフ内の階段部分にエレベーターを設置する」という方向で、行政及び関係事業者とともに技術的な詳細検討を行ったが、以下に示す理由により平成22年までを目標とした整備は困難であり断念せざるを得ないものと判断した。

一方で、駅南口側で厚木街道にエレベーターが新設されたことにより、駅北口側でもバリアフリー化を促進する要望が高く、市としても早期実現が不可欠であると考え、前項の公共交通特定事業に示すとおり三ツ境ライフから駅西歩道橋に向う同ビル西側出口踊り場付近にエレベーターを設置し、駅改札口と前項の道路特定事業において特定経路として位置づけた経路8（市道瀬谷 47 号線）を結ぶバリアフリー化された経路を確保する方針とした。

ただし、この位置へエレベーターを設置した場合、北口バスターミナル方面に向かうためには、市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線）の横断が必要となるが、最も近い横断歩道がエレベーター設置予定位置から西に約 60m先にある三ツ境北口自転車駐車場前の横断歩道となることから、大きく迂回する必要があり利便性に欠けている。したがって、利用者の利便性を確保するためには、まち歩き点検等でも要望のあった北口バスターミナル出入口部分における横断歩行者の安全確保とあわせて、この付近で市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線）を横断する横断歩道の新設を検討する必要がある。

【三ツ境ライフ内の階段部分にエレベーターを設置できない理由】

- ※ 階段部分の下には、駐車場導入路の構造物があるなど、現在の建物では設置が極めて困難であり、この位置に交通バリアフリー法に基づく基準等に沿った経路を確保する場合は、三ツ境ライフの建物の構造全体に関わる大規模な改築が必要であるが、現段階では事業者がこのような構造を変更する大規模改築計画の予定が無いことから、事業者が整備を確約できる状況にはないと判断した。

【エレベーター設置位置を現在の予定位置とした理由】

- ※ 駅に出来る限り近い位置で、かつ三ツ境ライフ東側には市道瀬谷 47 号線（三ツ境下草柳線）と三ツ境ライフとの間にスロープ（経路 12）があることを踏まえて、西側での経路確保を検討した。
- ※ まず、駅西歩道橋三ツ境北口駐輪場付近からタクシーのりばを結ぶエレベーターの設置を検討したが、三ツ境ライフから三ツ境北口駐輪場までの歩道橋の勾配がきつく、この勾配を解消するためには、駅西歩道橋全体の架け替えが必要となり早期実現が不可能である。また、勾配の問題を残したままエレベーターを設置した場合、将来、駅西歩道橋の架け替えをする際に、設置したエレベーターが歩道橋の高さなどの制約となり、勾配が改善されない恐れがあるため、より駅改札口に近い三ツ境ライフ 2 階西側出入口踊り場付近への設置を技術的に検討し、適切であると判断した。

(3) 駅西歩道橋の整備について

駅西歩道橋については、線路を跨ぐ南北の部分は今回の基本構想で改善を位置づけているが、線路に平行する東西部分については、三ツ境ライフから駐輪場までの勾配など、いくつかの問題が残されている。

勾配の問題を改善するためには、歩道橋全体の架け替えが必要であるが、管理区分が相鉄と横浜市道路局に分かれているなど、整備スケジュールの調整など解決しなければならない課題も多く、早期実現は困難であると判断し、本基本構想では駅西歩道橋の整備については、準特定経路としてまち歩き点検等で指摘を受けた主な課題に対して、案内サインの設置、手すりの改善など可能な限りバリアフリー化することを位置づけている。

したがって、将来、経年等の事由により掛け替え等を行う際には、勾配の解消などバリアフリー対策を含め、利用者のニーズに合わせた整備を行うことが必要である。

(4) 三ツ境駅前商店街及び長屋門公園プロムナードのバリアフリー化の方向性について

三ツ境駅前商店街の道路は、現在の幅員では交通バリアフリー法に基づく基準に沿った歩道の設置は困難である。また、商店街の場合前面道路は単なる移動経路ではなく、沿道と一体的な空間を形成しているため、沿道の現在の商店を取り壊してまで、道路を拡幅して歩道を設置することが、必ずしも商店街利用者や近隣住民が望むまちづくりであるとはいえない。

また、長屋門公園プロムナードについても沿道には住宅が建ち並び、閑静な住環境となっていることから、必ずしも歩車を分離した道路によるバリアフリー対策が最適なまちづくりになるとは言えない（実際に一部歩車共存を図った舗装となっている）。

したがって、三ツ境駅前商店街及び長屋門公園プロムナードについては、交通バリアフリー法に基づく基準による歩道整備だけを考えるのではなく、利便性、快適性、景観などの多くの要素を含めて、道路空間及び地区交通のあり方を検討し、まちづくりと一体となった安全で快適な歩行空間の検討・整備が必要である。

そこで、歩行環境向上のため、案内サインやベンチ等の設置を平成19年3月までに行う。

(5) 瀬谷区総合庁舎再整備とバリアフリー基本構想に基づく事業の整合について

瀬谷区総合庁舎及び瀬谷公会堂については、大規模な耐震補強の必要性、スペースの不足、バリアフリー対策が不十分等の理由から、平成 22 年度の竣工を目途に再整備が検討されている。

一方、このバリアフリー基本構想におけるバリアフリー化に関する整備についても、目標年次を平成 22 年としていることから、両事業を調整し、駅から区総合庁舎及び公会堂の内部まで連続したバリアフリー化が図られるように進めることが必要である。

7. 基本構想策定後の事業推進にあたって

(1) 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動円滑化の促進に関する基本方針」において「移動円滑化を進めるにあたっては、高齢者、身体障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等を自粛するほか、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、協力するように努めることとする。

(2) 特定事業の進捗管理及び事業の評価

- ・横浜市は特定事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

(3) 進捗状況及び事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

(4) 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。